資料３

平成28年 ９月 ２日
改定　平成29年12月21日
改定　令和 ２年12月23日
改定　令和 ７年 ７月14日

泊（とまり）地域の緊急時対応
（全体版）

泊（とまり）地域原子力防災協議会

目　次

1. はじめに　P. 3
2. 泊（とまり）地域の概要　P. 5
3. 緊急事態における対応体制　P. 10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応　P. 24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応　P. 47
6. UPZ内における対応　P. 58
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制　P. 94
8. 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの実施体制　P. 106
9. 原子力災害時の医療等の実施体制　P. 115
10. 実動組織の支援体制　P. 126

（注）本資料の地図は、(C)2025ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1．はじめに

この「泊地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した泊地域原子力防災協議会において、北海道電力株式会社泊発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

泊地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのﾜｰｷﾝｸﾞﾁｰﾑとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、泊地域においても「泊地域原子力防災協議会」が設置された。

泊地域原子力防災協議会の構成員･ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰは、以下のとおりである。

構　成　員

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源ｴﾈﾙｷﾞｰ庁資源ｴﾈﾙｷﾞｰ政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
北海道副知事

ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ

泊村
共和町
岩内町
神恵内村
寿都町
蘭越町
ニセコ町
倶知安町
積丹町
古平町
仁木町
余市町
赤井川村
北海道電力株式会社

※　協議会の運営は、内閣府が行う。
※　協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置。

2. 泊（とまり）地域の概要

泊発電所の概要

- 泊発電所は、北海道電力㈱が北海道古宇郡泊村に設置している原子力発電所である。
- 泊発電所は、平成元年6月に1号機の営業運転を開始。平成3年に2号機、平成21年に3号機の営業運転を開始している。

北海道電力㈱泊発電所について

（1）所在地　北海道古宇郡泊村

（2）概要　（出力・原子炉形式）

1号機：57.9万kW・PWR
2号機：57.9万kW・PWR
3号機：91.2万kW・PWR

（3）着工／運転開始／経過年数（令和7年7月現在）

1号機：昭和59年　8月／平成元年　6月／36年
2号機：昭和59年　8月／平成　3年　4月／34年
3号機：平成15年11月／平成21年12月／15年

泊発電所

※国土地理院タイル（白地図）をもとに内閣府（原子力防災担当）作成

原子力災害対策重点区域の概要

- 北海道地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所よりおおむね5kmを目安とするPAZ内、発電所よりおおむね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 泊地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は泊村、共和町、岩内町の2町1村にまたがり、UPZ内は10町3村にまたがる。

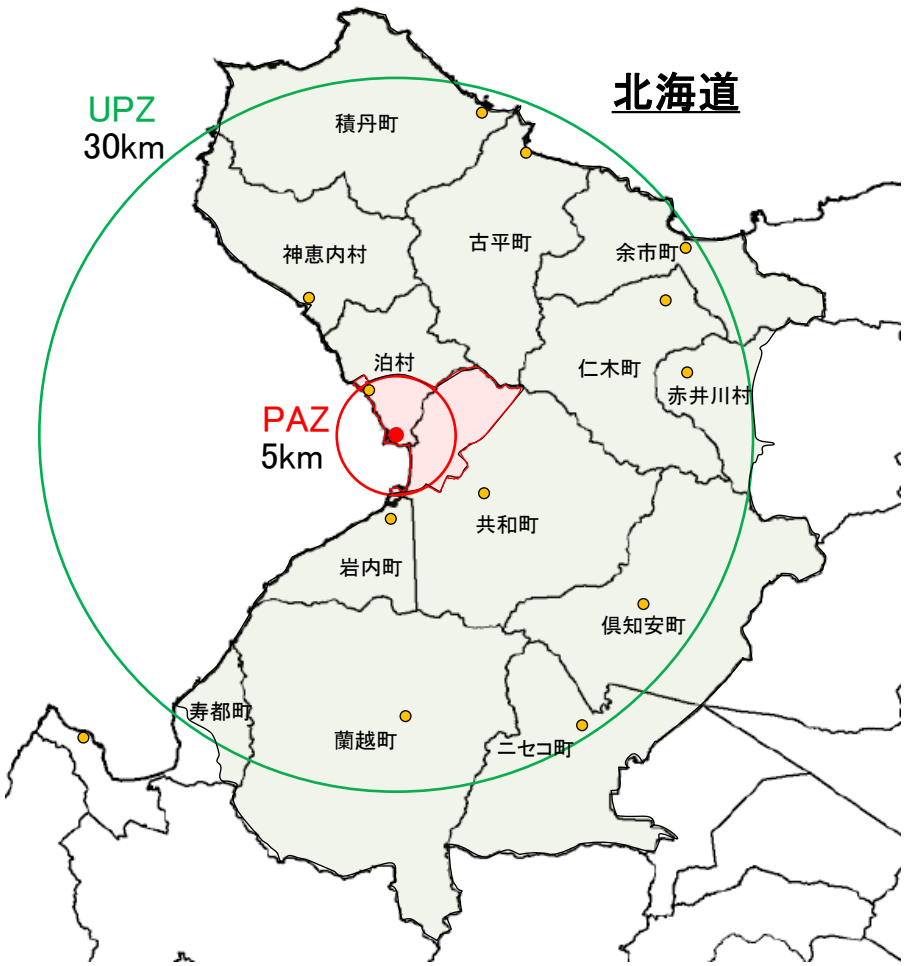

※国土地理院タイル（白地図）をもとに内閣府（原子力防災担当）作成

＜おおむね5km圏内＞

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：
Precautionary Action Zone
⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

2町1村（泊村、共和町、岩内町） 住民数：2,399人※

＜おおむね5～30km圏内＞

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）：
Urgent Protective Action Planning Zone
⇒事故の進展に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

10町3村（泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）

住民数：66,961人※

※ 人口：令和7年4月1日現在

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

- PAZ内人口は2,399人、UPZ内人口は66,961人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で69,360人。

関係町村名	PAZ内（おおむね5km圏内）		UPZ内（おおむね5～30km圏内）		合　計	
泊村（とまりむら）	1,158人	687世帯	262人	155世帯	**1,420人**	**842世帯**
共和町（きょうわちょう）	1,241人	636世帯	4,141人	2,136世帯	**5,382人**	**2,772世帯**
岩内町（いわないちょう）	0人	0世帯	10,918人	6,387世帯	**10,918人**	**6,387世帯**
神恵内村（かもえないむら）			730人	441世帯	**730人**	**441世帯**
寿都町（すっつちょう）			271人	198世帯	**271人**	**198世帯**
蘭越町（らんこしちょう）			4,405人	2,394世帯	**4,405人**	**2,394世帯**
ニセコ町（ちょう）			5,188人	2,917世帯	**5,188人**	**2,917世帯**
倶知安町（くっちゃんちょう）			15,474人	9,338世帯	**15,474人**	**9,338世帯**
積丹町（しゃこたんちょう）			1,696人	984世帯	**1,696人**	**984世帯**
古平町（ふるびらちょう）			2,564人	1,609世帯	**2,564人**	**1,609世帯**
仁木町（にきちょう）			3,043人	1,702世帯	**3,043人**	**1,702世帯**
余市町（よいちちょう）			16,829人	9,450世帯	**16,829人**	**9,450世帯**
赤井川村（あかいがわむら）			1,440人	998世帯	**1,440人**	**998世帯**
合　計	**2, 399人**	**1, 323世帯**	**66, 961人**	**38, 709世帯**	**69, 360人**	**40, 032世帯**

※　人口、世帯数：令和7年4月1日現在

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によると、泊村、共和町及び岩内町全体での他市町村からの昼間流入人口は、約2,800人。
- また、令和3年経済センサスによると、泊村、共和町、岩内町内に995事業所、約7,600人が就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するバスを通勤手段としている。

	道内他市町村からの流入人口	道内他市町村への流出人口	差引増△減
泊村	1,141人	202人	939人
共和町	857人	1,228人	△371人
岩内町	838人	1,586人	△748人
合計	2,836人	3,016人	△180人

出典：令和2年国勢調査従業地・通学地集計　従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

PAZ及びUPZ内対象町村	事業所数	従業者数
泊村	102	1,703人
共和町	208	1,553人
岩内町	685	4,357人
合計	995	7,613人

出典：令和3年経済センサス－活動調査 町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ：EAL（※1））

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

	警戒事態 EAL（AL）（※2） 例）全交流電源喪失	施設敷地緊急事態 EAL（SE）（※2） 例）全交流電源喪失が30分以上継続	全面緊急事態 EAL（GE）（※2） 例）炉心冷却機能喪失
PAZ内 ～おおむね5km	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難・屋内退避の準備開始	施設敷地緊急事態要避難者（※3）の避難開始・屋内退避	
		住民の避難準備開始	住民の避難開始
		安定ﾖｳ素剤の服用準備	安定ﾖｳ素剤の服用
UPZ内 おおむね5km～30km（※4）		屋内退避の準備	屋内退避
UPZ外 おおむね30km～（※5）			

（※1）EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。

（※2）（AL）＝Alert （SE）＝Site area Emergency （GE）＝General Emergency

（※3）「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
イ　要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ　妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
ハ　安定ﾖｳ素剤を服用できないと医師が判断した者

（※4）事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5）UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置（運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ：OIL（※））

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

	緊急防護措置【OIL1】 500μSv/h超過	早期防護措置【OIL2】 20μSv/h超過	飲食物摂取制限【OIL6】 ［飲食物に係るｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ基準］ 0.5μSv/h超過
UPZ内 おおむね 5km～30km	数時間内を目途に区域を特定 避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施	1日内を目途に区域を特定 対象地域の生産物の摂取を制限 対象地域の住民を、1週間程度内に一時移転	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定 1週間程度内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を実施 基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】		
UPZ外 おおむね 30km～	UPZ内と同じ		

（※）OIL（Operational Intervention Level）：運用上の介入ﾚﾍﾞﾙ
放射線ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準。

北海道及び関係町村の対応体制

- 北海道及び関係町村は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ内における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。

国の対応体制

- 泊村（とまりむら）において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（OFC）（北海道原子力防災ｾﾝﾀｰ）及び原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員をｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ等へ派遣するとともに緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、道・町村等のﾒﾝﾊﾞｰからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。

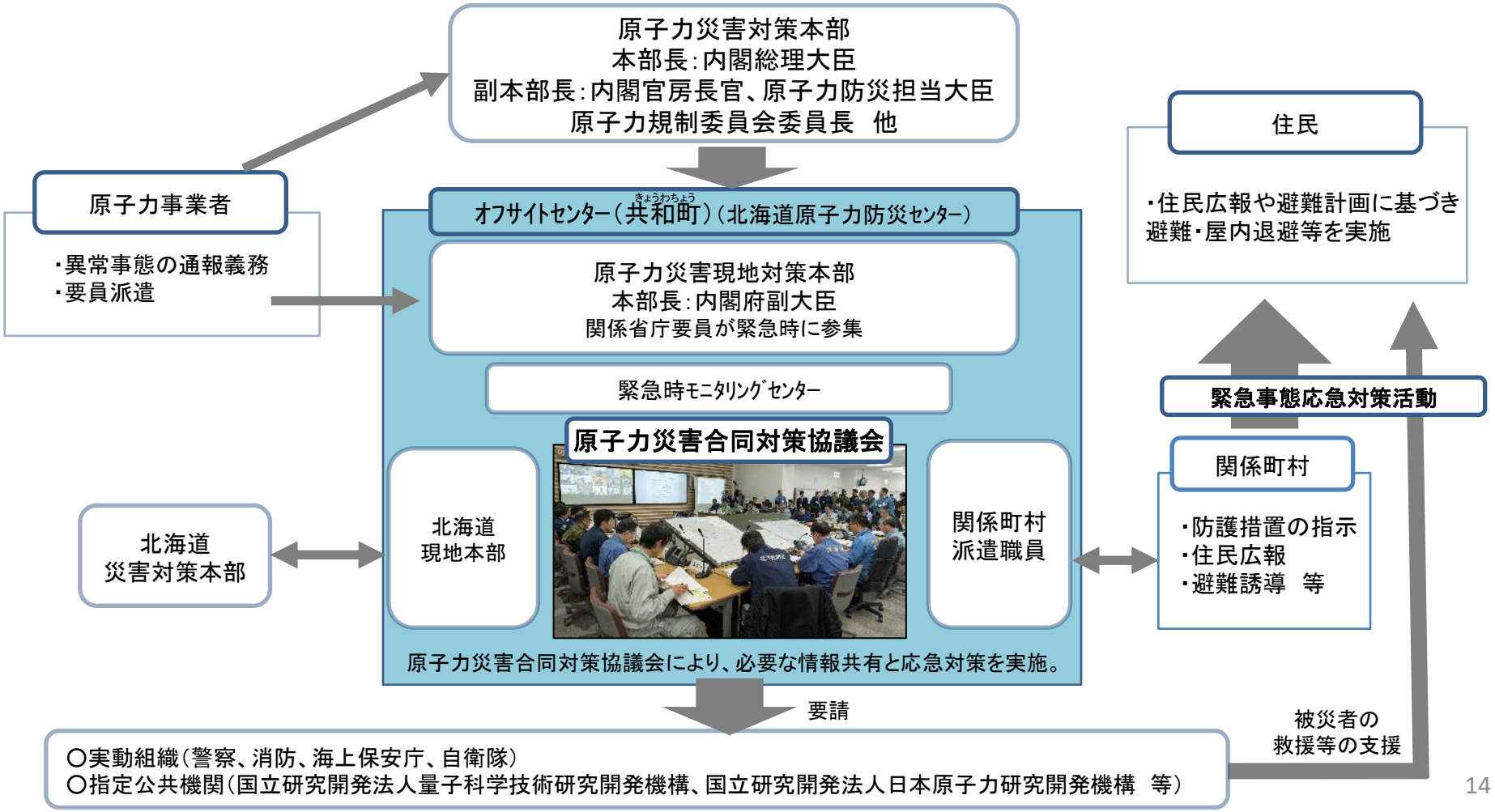

国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等をオフサイトセンター及び北海道庁に派遣。あわせて、必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

↓ 必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
（警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省）

輸送支援

国の職員
必要な資機材　等

オフサイトセンター等

オフサイトセンターへの派遣（自衛隊、警察による輸送支援の一例）

環境省・内閣府～入間基地～千歳基地～オフサイトセンター

（環境省・内閣府～入間基地～丘珠駐屯地～オフサイトセンター）

オフサイトセンター の放射線防護対策・電源対策

- オフサイトセンター（北海道原子力防災センター）は、免震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
  ・放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。
- 電源対策
  ・無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、北海道電力が用意する電源車で継続して電源を確保。

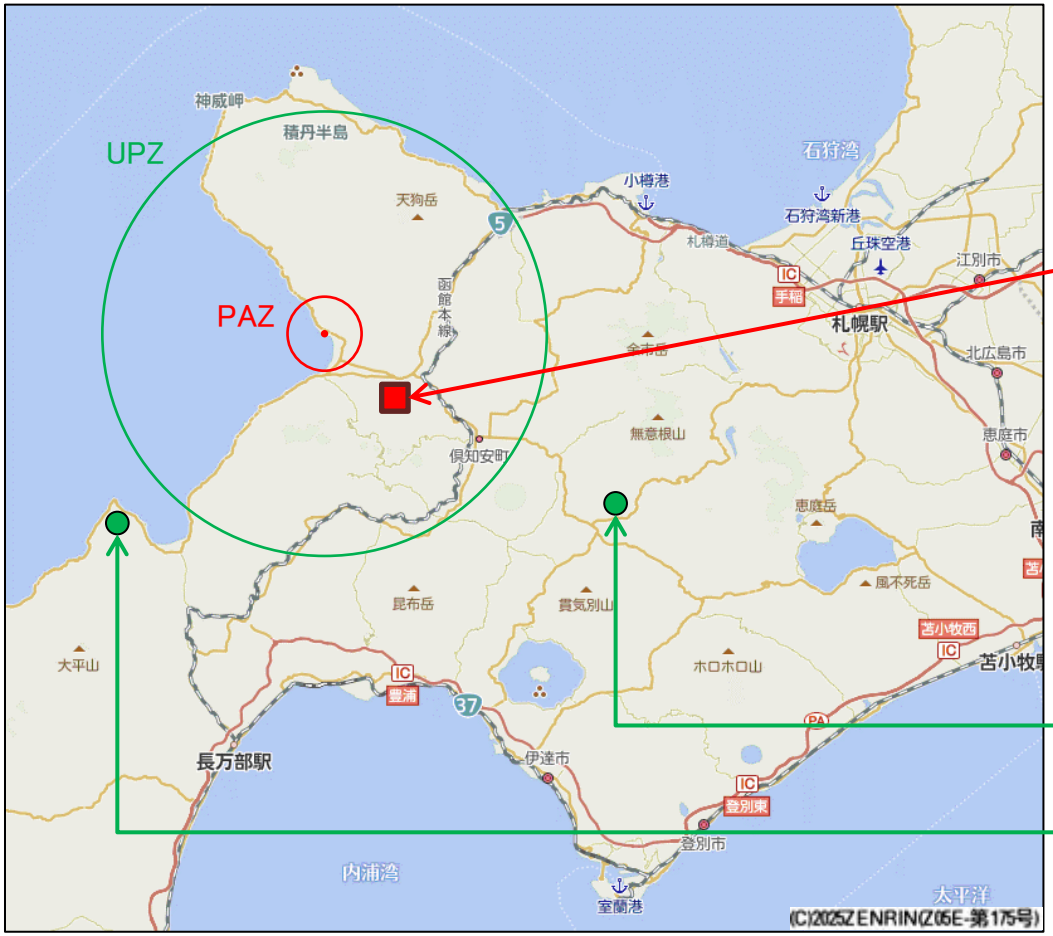

オフサイトセンター（共和町）
（北海道原子力防災センター）
発電所からの距離約10km

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

○喜茂別町農村環境改善センター（喜茂別町）：約43km
（自家用発電機により、3日間稼働可）

○寿都町総合文化センター（寿都町）：約36km
（自家用発電機により、3日間稼働可）

※距離はいずれも発電所からの直線距離

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているﾃﾚﾋﾞ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞

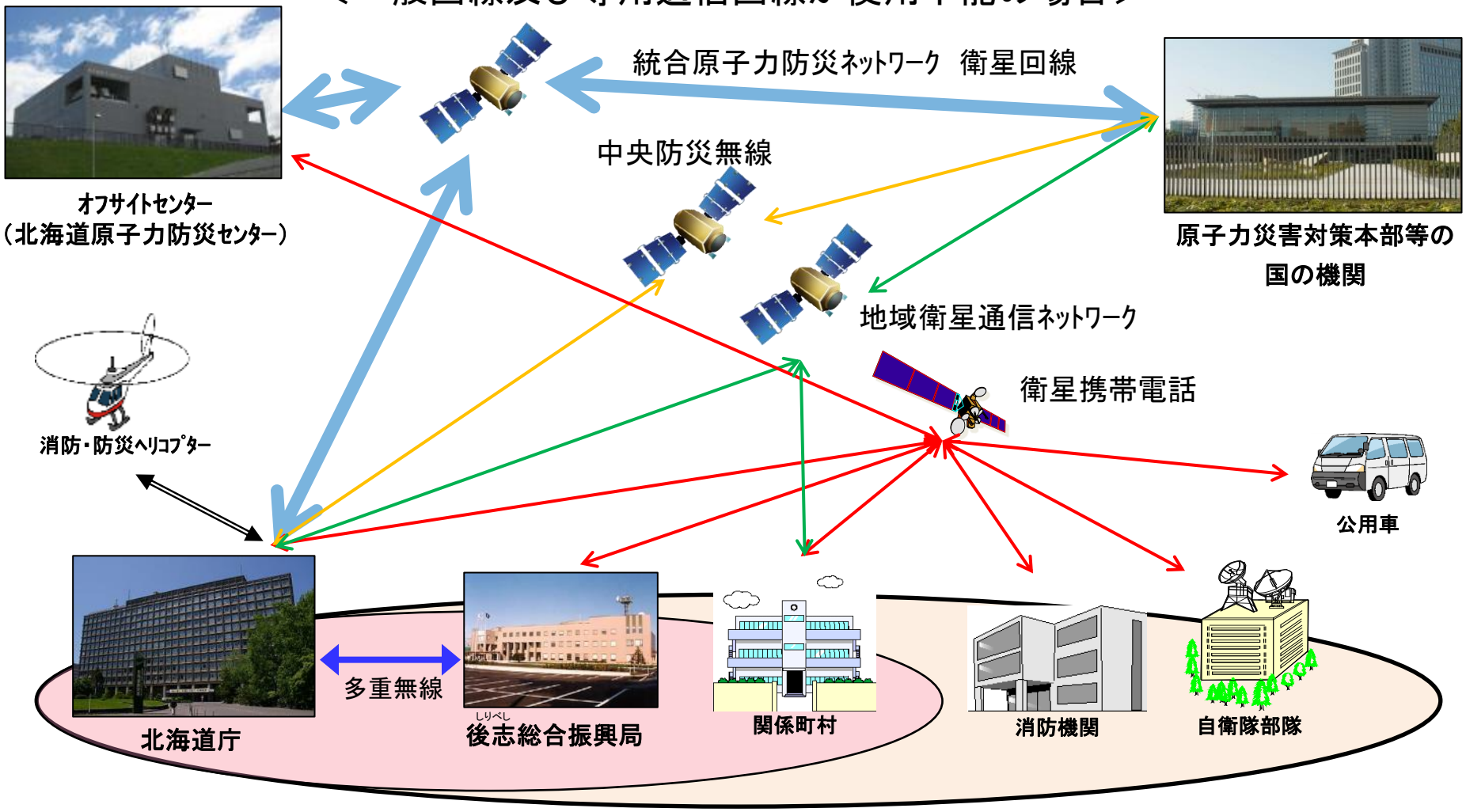

住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道は、インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、必要に応じて住民等が的確な情報を入手するための注意喚起を実施。
- 関係町村は、防災行政無線、広報車、無人航空機（ドローン）、有線放送（緊急告知放送）、防災FM、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。

住　民

情報伝達

北海道、関係町村

テレビ会議等を活用し迅速に情報伝達

原子力災害対策本部（首相官邸）

＜関係町村が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞

防災行政無線等（戸別受信機）

緊急速報メールサービス

防災行政無線（町村からの発信）

無人航空機（ドローン）

防災行政無線等（屋外放送設備）

広報車

観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、北海道及び関係町村に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 北海道及び関係町村は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等を活用し、多言語により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。各種レクリエーション施設、観光協会、宿泊施設では、北海道が作成した「観光客の安全確保のための原子力災害時初動対応マニュアル」を活用し、多言語により一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、北海道は、北海道庁等に「観光客緊急サポートステーション」を開設し、一時滞在者の帰宅、帰国支援を実施。

観光客緊急サポートステーション
（北海道庁等）

受信メール

20○○/○○/○○ ○:○○

避難・屋内退避指示
北海道からのお知らせです。泊発電所から5km圏内の泊村、共和町の住民は、各役場の指示に従い避難してください。5kmから30km圏内の全ての住民は屋内退避してください。現在、放射性物質の外部への漏えい情報はありません。落ち着いて行動してください。この後英語版が配信されます。
（北海道）

受信メール

20○○/○○/○○ ○:○○

ALERT
Hokkaido Gov't: Residents within 5 km of Tomari NPP, follow municipal gov't instructions to evacuate. Residents between 5 & 30 km of Tomari NPP, stay inside. No radiation leak found.
（北海道）

緊急速報メールサービス（イメージ）

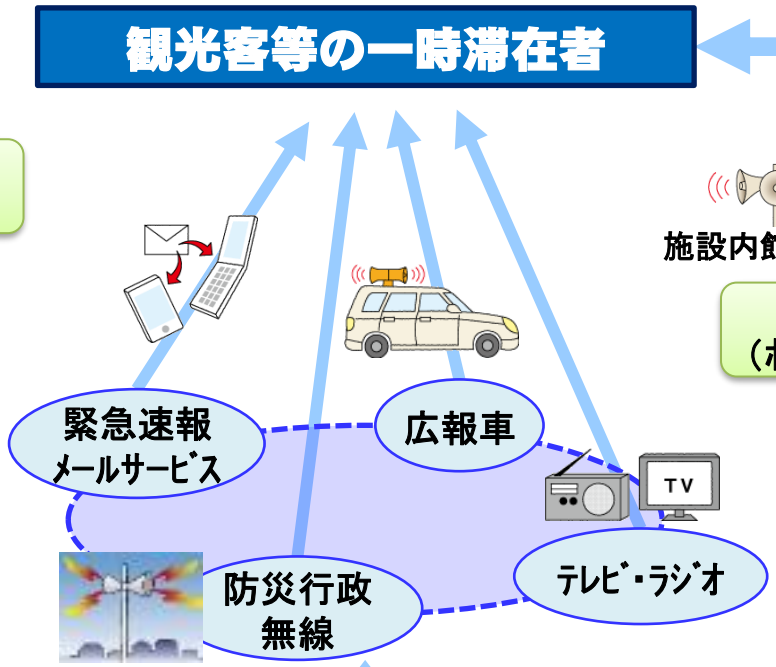

国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

①事故の発生日時及び概要

②事故の状況と今後の予測

③原子力発電所における対応状況

④行政機関の対応状況

⑤住民等がとるべき行動

⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】

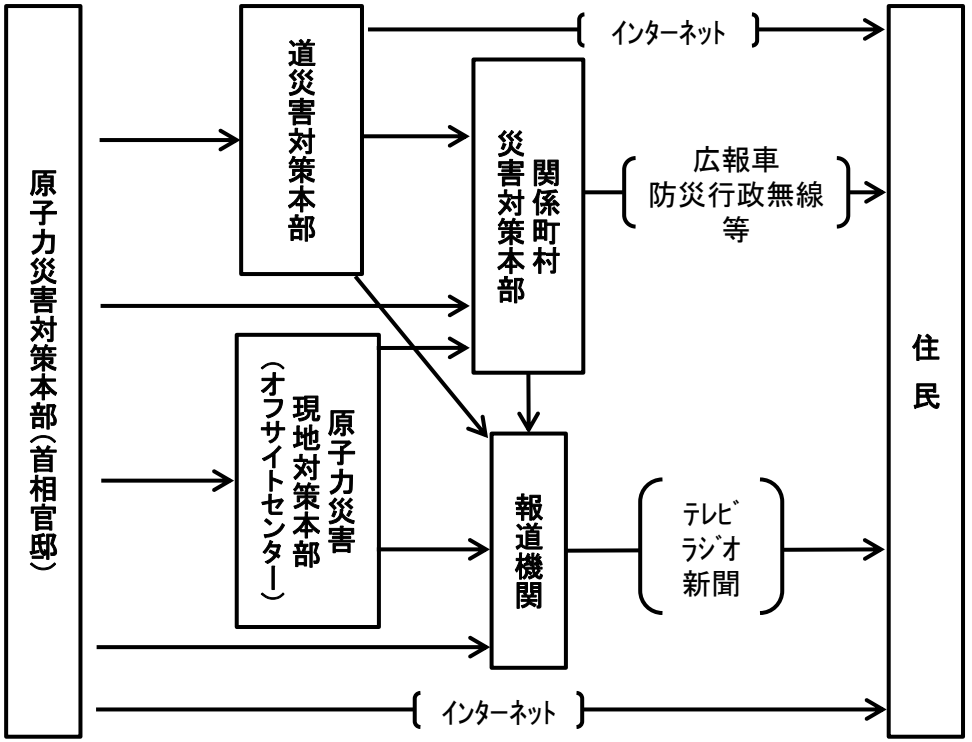

一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有。

国、北海道及び関係町村等による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のﾆｰｽﾞを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰでは、北海道及び関係町村の問合せ対応を支援。

北海道及び関係町村における対応

- 北海道及び関係町村は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（北海道電力）における対応

- 原子力事業者（北海道電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のﾆｰｽﾞを見極め、柔軟に対応

①事故の発生日時及び概要
②事故の状況と今後の予測
③原子力発電所における対応状況
④行政機関の対応状況
⑤住民等がとるべき行動
⑥避難対象区域及び屋内退避区域
⑦被災企業等への援助・助成措置

複合災害時の避難に係る基本的な考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。

2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。

3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」等と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、ﾌｨﾙﾀﾍﾞﾝﾄにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（P131参照）。

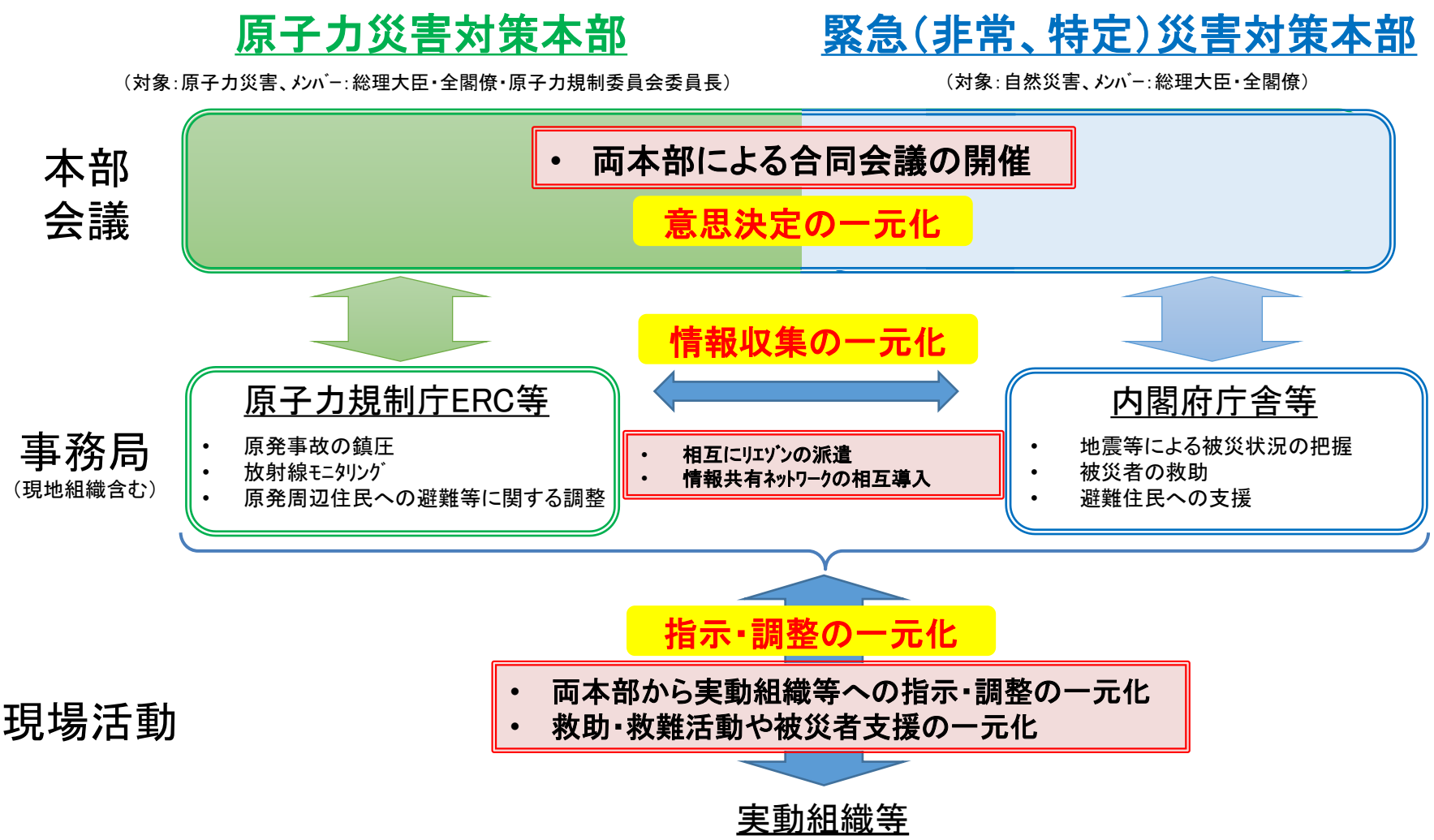

4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. PAZ内小・中学校、保育所、幼稚園の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者は、あらかじめ定められた避難先へ移送又は輸送等の避難準備が整うまで自施設（放射線防護対策施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた避難先へ移送又は輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設で屋内退避すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、ﾊﾞｽ集合場所、一時滞在場所、避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

北海道及び泊村、共和町における初動対応

- 北海道は、警戒事態が発生した段階で、北海道庁に原子力災害警戒本部を設置し、要員約80人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰに現地本部を設置。
- 泊村及び共和町は、警戒事態が発生した段階で、両役場に警戒本部を設置し、全職員（泊村約70人、共和町約100人）が参集。施設敷地緊急事態で、災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、北海道、泊村及び共和町は、ﾊﾞｽ集合場所、小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を各ﾊﾞｽ集合場所に速やかに配置し、ﾊﾞｽ集合場所を開設。
- 泊村及び共和町は、各集落の消防団と情報共有を図り、地域ｺﾐｭﾆﾃｨと一体となった避難誘導体制を構築。

住民への情報伝達

- 泊村は、有線放送（緊急告知放送）、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。共和町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、泊村及び共和町と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織（地域会・町内会）は、住民の避難等の状況を確認し、各バス集合場所に派遣された泊村及び共和町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設への情報伝達は、泊村及び共和町から実施。

戸別受信機による情報伝達

屋外放送設備による情報伝達

広報車による広報活動

- 泊村及び共和町は、有線放送（緊急告知放送）、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車、無人航空機（ドローン）等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各バス集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により泊村及び共和町と情報を共有。

PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、泊村及び共和町は住民広報、バス集合場所の開設を行い、北海道は北海道バス協会に住民避難用バスの準備要請を行う。また、北海道、泊村及び共和町は一時滞在場所の開設準備要請を行うとともに、泊村及び共和町は職員を一時滞在場所に派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、泊村及び共和町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者の内、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた一時滞在場所又は避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態に至った場合、泊村及び共和町は住民に避難を指示。自家用車で避難する住民は一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。バスにより避難する住民（共和町は全住民）は、バス集合場所に集合し、その後、一時滞在場所を経由して避難先へ移動する。

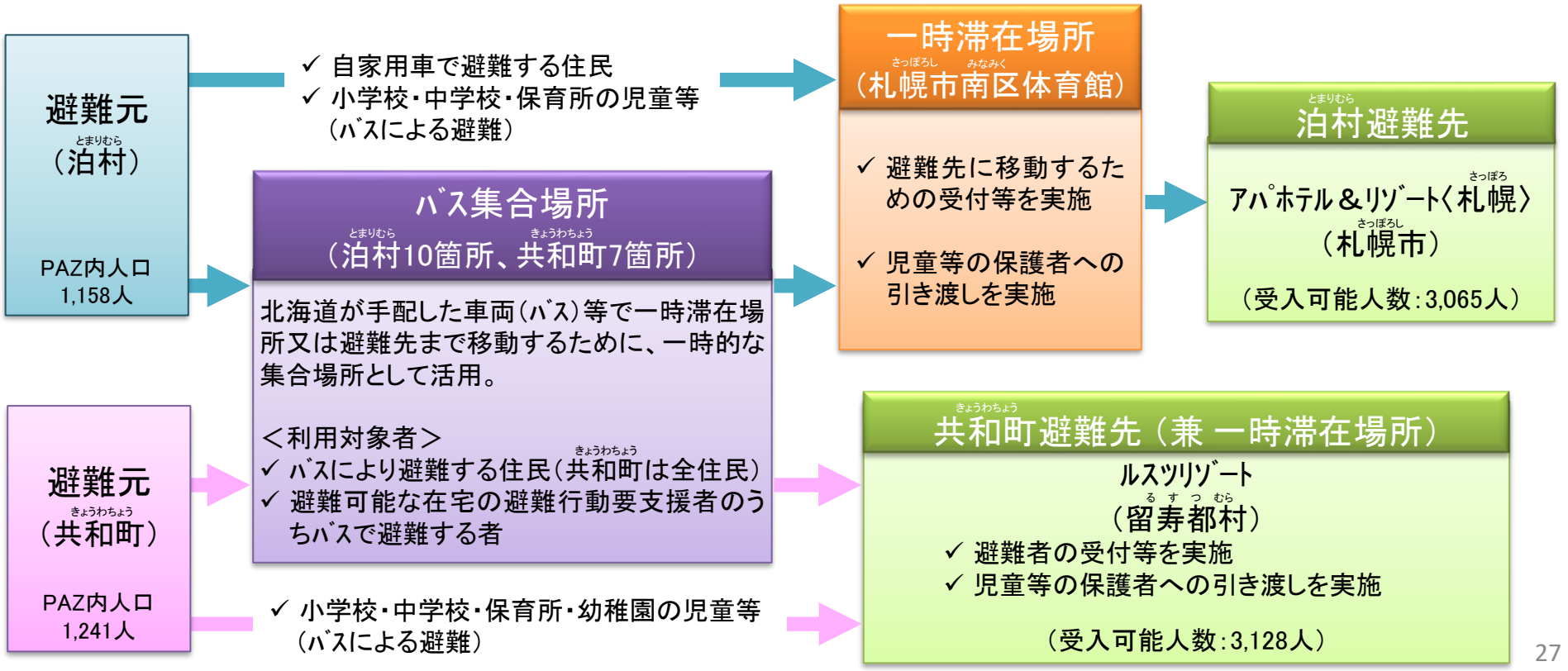

PAZ内の学校・保育所・幼稚園の避難

- PAZ内の小中学校の児童等（4施設、166人）及び保育所・幼稚園の幼児（2施設、83人）は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態に至った場合、教職員等とともに一時滞在場所又は避難先に移動。その後、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 全ての学校・保育所・幼稚園において施設ごとの避難計画を策定済み。

泊村

施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
泊小学校※1	50人	15人	65人
泊中学校	22人	13人	35人
とまり保育所	33人	9人	42人
合 計	**105人**	**37人**	**142人**

共和町

施設名	人数		
	児童等	教職員等	合計
北辰小学校	65人	13人	78人
共和中学校※2	29人	3人	32人
はまなす幼児センター	50人	16人	66人
合 計	**144人**	**32人**	**176人**

避難準備	**警戒事態**	避難準備
児童等と教職員等が共に一時滞在場所に避難を開始	**施設敷地緊急事態**	児童等と教職員等が共に避難先（兼 一時滞在場所）に避難を開始
一時滞在場所：札幌市南区体育館 児童等は、一時滞在場所で保護者に引き渡し	**全面緊急事態**	避難先（兼 一時滞在場所）：ルスツリゾート 児童等は、避難先で保護者に引き渡し

※1　泊小学校はUPZ内に所在するが、PAZ内に自宅が所在する児童がいることから施設敷地緊急事態で避難を開始。

※2　共和中学校はUPZ内に所在するが、全生徒（128人）のうち、PAZ内に自宅が所在する生徒（29人）及び生徒に随行する教職員等（3人）については、施設敷地緊急事態で避難を開始。なお、UPZ内に自宅が所在する生徒（99人）は、施設敷地緊急事態で帰宅を実施。

※3　児童等の人数については、令和7年4月1日現在。

PAZ内の社会福祉施設の避難

- PAZ内の社会福祉施設（泊村の2施設100人）は、施設ごとの避難計画を策定済みであり、UPZ外の黒松内町にある施設を避難先として確保。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたむつみ荘（自施設内）において、輸送等の避難準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、北海道が受入先を調整。
- 通所施設の利用者は、警戒事態で、サービスを中止し、家族等へ引き渡す。

避難元施設

＜放射線防護対策施設＞

村名	施設名	施設種別	入所定員数
泊村	むつみ荘	養護老人ホーム※1	40人
		特別養護老人ホーム	60人
			計100人

※2

自施設内屋内退避

※3

※4

避難先施設

町名	施設名	受入見込人数
黒松内町	黒松内つくし園（湯の里・黒松内）	100人
		計100人

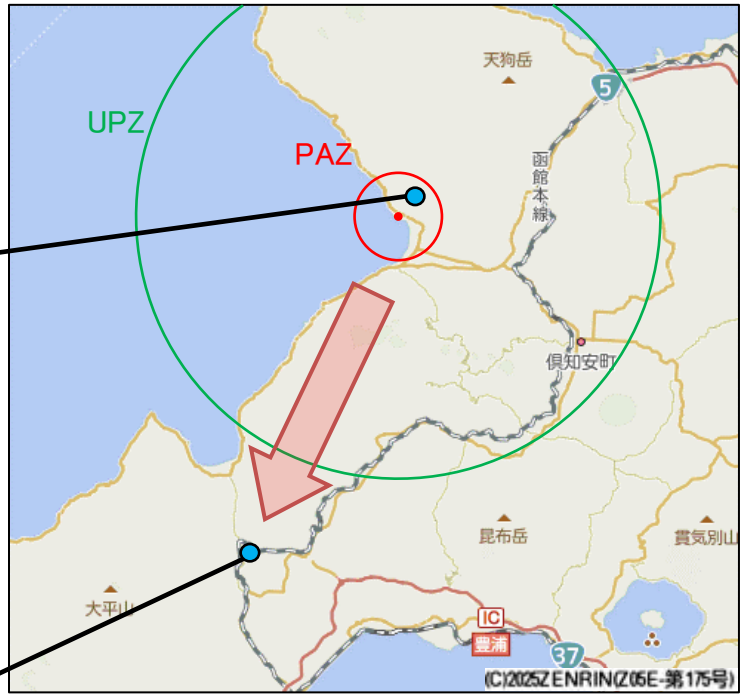

※1　短期入所者10人を含む。
※2　避難の実施により健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避。
※3　輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難。
※4　その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難。

泊村におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者7人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はﾊﾞｽで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康ﾘｽｸが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。

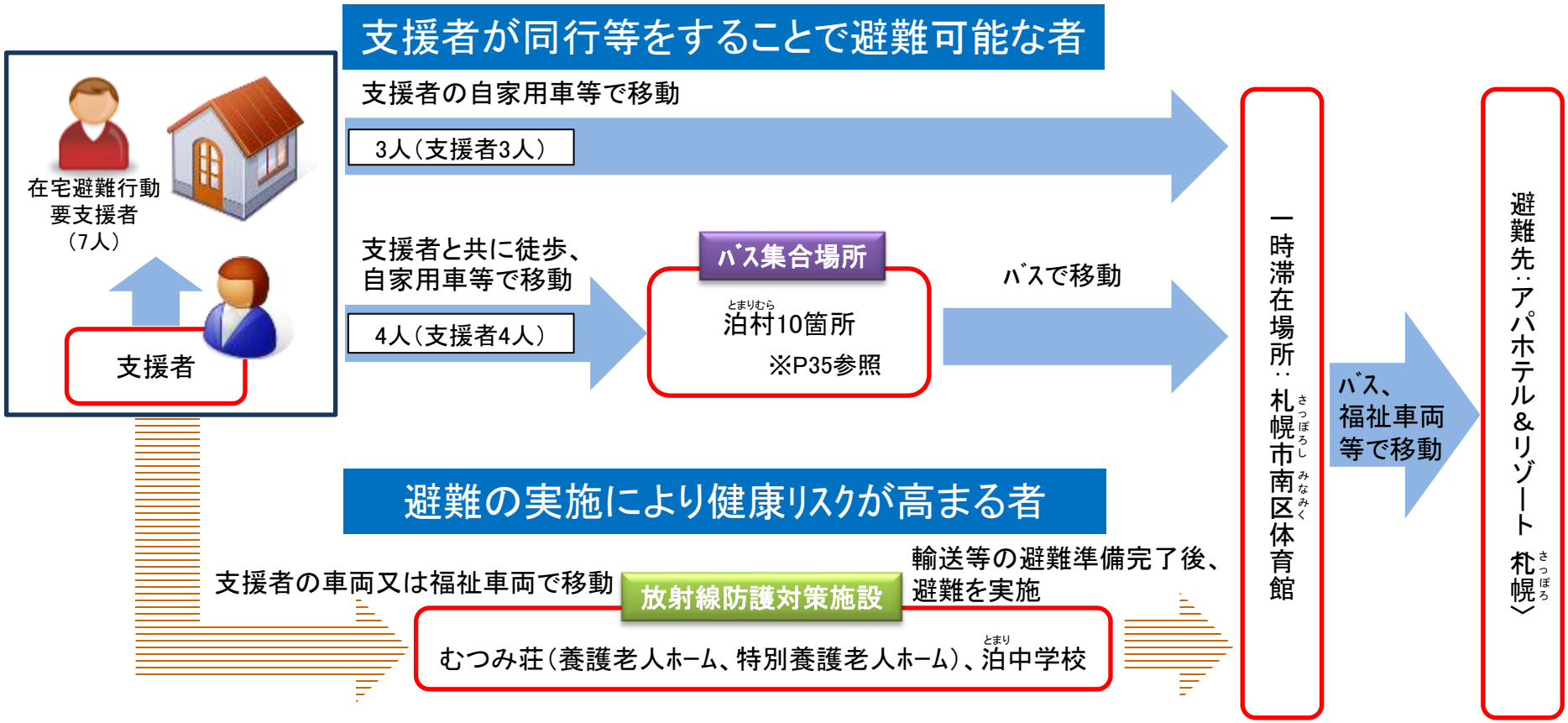

※ 避難行動要支援者の数は令和7年4月1日現在。

共和町（きょうわちょう）におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者31人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共にバス集合場所に移動し、バスで避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まると判断される場合は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。

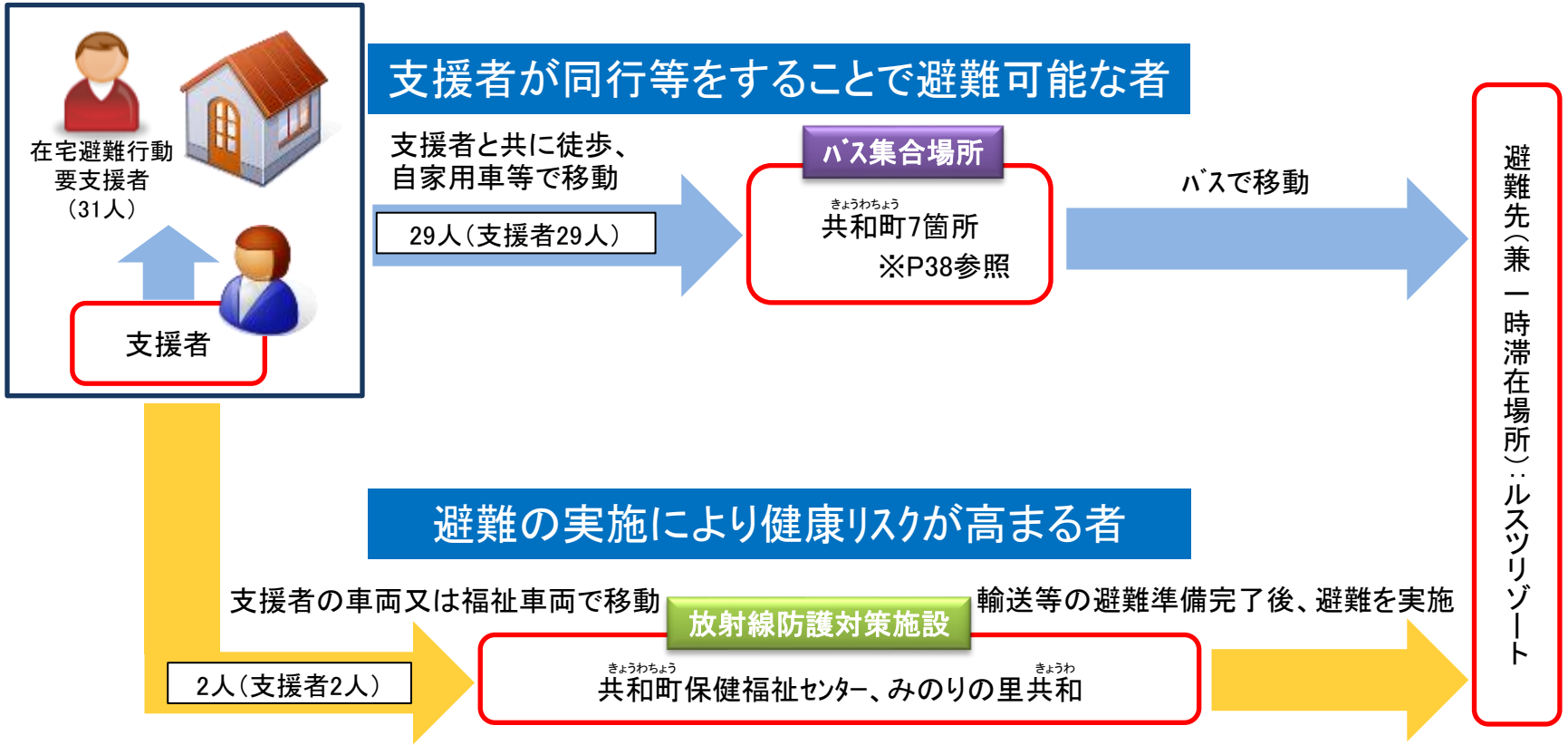

※ 避難行動要支援者の数は令和7年4月1日現在。

PAZ内の観光客等の一時滞在者の避難等

- 観光客等の一時滞在者については、施設敷地緊急事態において、帰宅等を要請。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な観光客等の一時滞在者は、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 自家用車等により速やかに帰宅等ができない観光客等の一時滞在者については、広報車によりﾊﾞｽ集合場所を周知し、ﾊﾞｽ集合場所からﾊﾞｽ避難を実施。
- 各民間企業は、施設敷地緊急事態において、泊村、共和町、岩内町の要請により従業員の帰宅を実施。

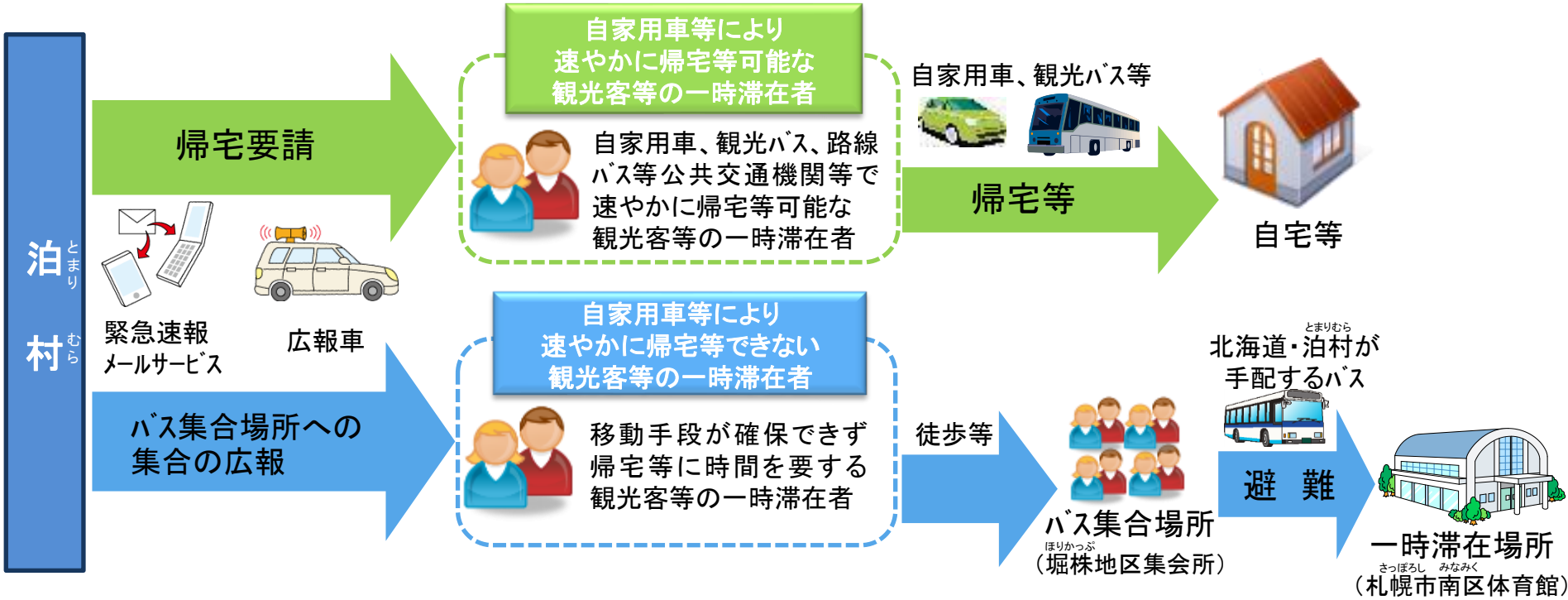

＜PAZ内の観光施設の状況＞

町村名	施設名	観光客数
泊村	とまりん館	240人程度

※　観光客数については、令和7年4月1日現在のPAZ内における入場ﾋﾟｰｸ時（8月）での1日当たりの入込及び宿泊数を基に算定。

泊村（とまりむら）において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➢ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数323人について、ﾊﾞｽ11台、福祉車両16台（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様5台、車椅子仕様11台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備　考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
学校・保育所の児童等の避難	142人（児童等105人+教職員等37人）（3箇所）	5台（40人乗3台）（30人乗2台）	0台	0台	【資料P28】
社会福祉施設の入所者等の避難	149人（入所者100人+職員49人）（1箇所2施設）	4台（40人乗）（入所者74人+職員33人）	5台（1人乗）（入所者5人+職員5人）	11台（1人乗1台）（2人乗10台）（入所者21人+職員11人）	【資料P29】
在宅の避難行動要支援者等の避難	8人（要支援者4人+支援者4人）	1台（30人乗）（要支援者4人+支援者4人）	0台	0台	【資料P30】
観光客等の一時滞在者の避難	24人	1台	0台	0台	ﾊﾞｽ1台当り40人程度の乗車を想定。1日あたりの観光施設の入場見込み人数240人程度のうち、約9割が自家用車や観光ﾊﾞｽで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P32】
合　計	**323人**	**11台**	**5台**	**11台**	

※1　数字は現段階で泊村（とまりむら）が把握している暫定値。
※2　ﾊﾞｽは、2種類の乗車人数（30人乗り及び40人乗り）により想定。

泊村における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関等の避難のために、泊村及び北海道電力が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道ﾊﾞｽ協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道ﾊﾞｽ協会は、「原子力災害時における住民避難用ﾊﾞｽ要請・運行要領」に基づき住民避難用ﾊﾞｽを確保。

		確保車両台数			備　考
		ﾊﾞｽ	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
（A）必要車両台数		11台	5台	11台	
（B）確保車両台数		計11台以上	計5台以上	計11台以上	
確保先	泊村	3台	2台	1台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【ﾊﾞｽ】40人乗り（3台） 【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）】ｽﾄﾚｯﾁｬｰ1人乗り 【福祉車両（車椅子仕様）】車椅子1人乗り
	北海道ﾊﾞｽ協会	8台以上	―	―	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数1,027台
	北海道電力	―	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）】ｽﾄﾚｯﾁｬｰ1人乗り 【福祉車両（車椅子仕様）】車椅子2人乗り

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

泊村における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計8人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し、避難を実施。

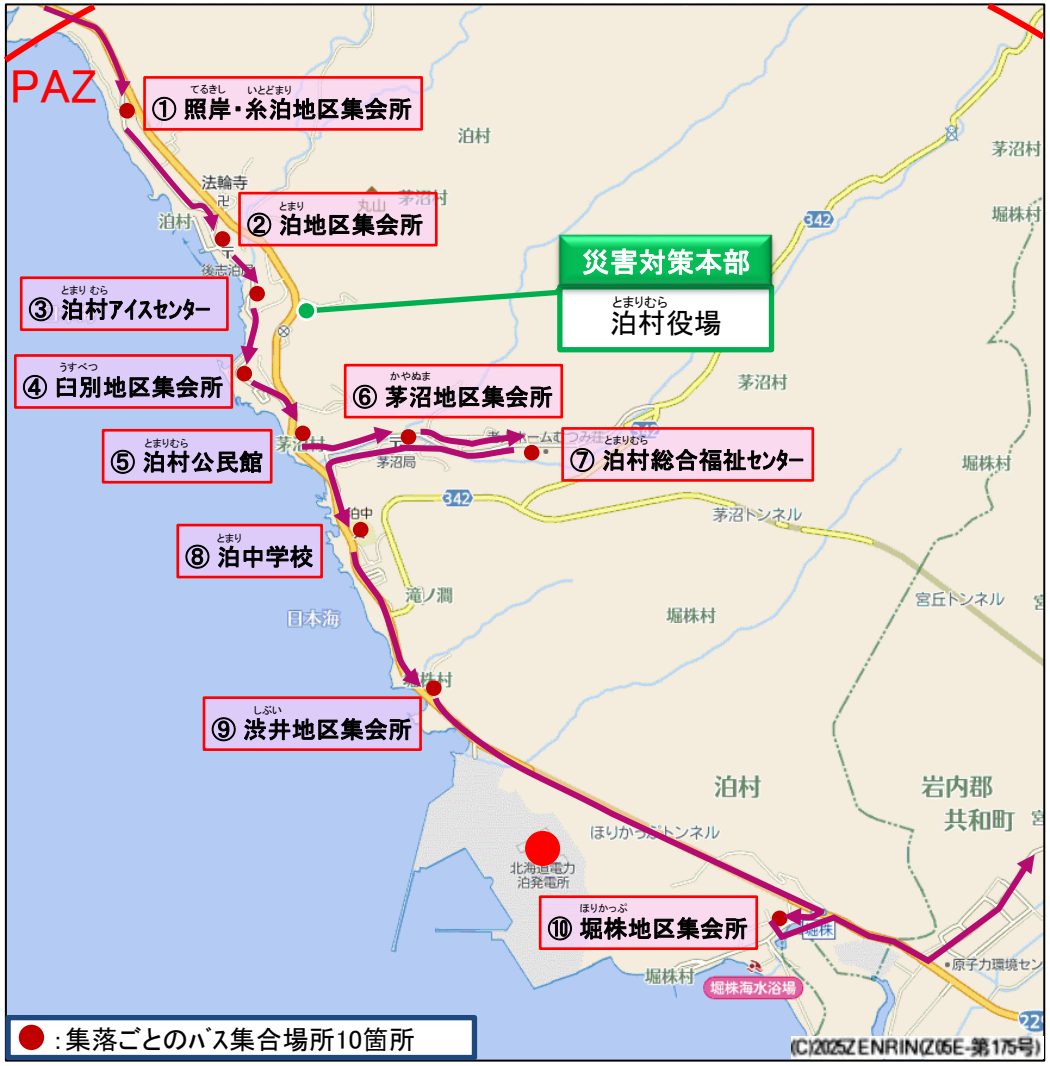

バス集合場所		バス必要台数
① 照岸・糸泊地区集会所	2人	1台
② 泊地区集会所	0人	
③ 泊村アイスセンター	0人	
④ 臼別地区集会所	0人	
⑤ 泊村公民館	2人	
⑥ 茅沼地区集会所	2人	
⑦ 泊村総合福祉センター	0人	
⑧ 泊中学校	0人	
⑨ 渋井地区集会所	0人	
⑩ 堀株地区集会所	2人	
合　計：10箇所	8人	1台

※　数字は現段階で泊村が把握している暫定値。

共和町（きょうわちょう）において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約240人について、ﾊﾞｽ9台、福祉車両2台（車椅子仕様）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備　考
		ﾊﾞｽ※2	福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両（車椅子仕様）	
学校・保育所・幼稚園の児童等の避難	176人（児童等144人+教職員等32人）（3箇所）	6台（40人乗）	0台	0台	【資料P28】
在宅の避難行動要支援者等の避難	58人（要支援者29人+支援者29人）	3台（40人乗2台）（30人乗1台）（要支援者29人＋支援者29人）	0台	0台	【資料P31】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※3	4人（要支援者2人+支援者2人）	0台	0台	2台（1人乗）（要支援者2人+支援者2人）	放射線防護対策施設に輸送【資料P31】
合　計	238人	9台	0台	2台	

※1　数字は現段階で共和町（きょうわちょう）が把握している暫定値。
※2　ﾊﾞｽは2種類の乗車人数（30人乗り及び40人乗り）により想定。
※3　「避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者」は、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護対策施設内に屋内退避。

共和町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、共和町が配備する車両のほか、北海道の要請に基づき、北海道ﾊﾞｽ協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 北海道及び北海道ﾊﾞｽ協会は、「原子力災害時における住民避難用ﾊﾞｽ要請・運行要領」に基づき住民避難用ﾊﾞｽを確保。

		確保車両台数			備　考
		ﾊﾞｽ	福祉車両 （ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）	福祉車両 （車椅子仕様）	
（A）必要車両台数		9台	0台	2台	
（B）確保車両台数		計9台以上	計1台以上	計2台以上	
確保先	共和町	9台	2台	4台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【ﾊﾞｽ】30人乗り（1台）、40人乗り（8台） 【福祉車両（ｽﾄﾚｯﾁｬｰ仕様）】ｽﾄﾚｯﾁｬｰ1人乗り 【福祉車両（車椅子仕様）】車椅子1人乗り
	北海道ﾊﾞｽ協会	1台以上	―	―	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数1,027台

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

共和町における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 共和町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でﾊﾞｽ集合場所からﾊﾞｽにより避難する者は合計58人。
- 共和町では、7箇所のﾊﾞｽ集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたﾊﾞｽ集合場所に集合し、避難を実施。

ﾊﾞｽ集合場所		ﾊﾞｽ必要台数
① 北電体育館	8人	1台
② 北辰小学校	6人	
③ ﾋﾞｼｬﾑﾅｲ会館	4人	1台
④ 宮丘地区寿の家	8人	
⑤ 発足ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	12人	
⑥ はまなす幼児ｾﾝﾀｰ	10人	1台
⑦ 発足克雪管理ｾﾝﾀｰ	10人	
合　計：7箇所	58人	3台

※　数字は現段階で共和町が把握している暫定値。

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応等

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設（5施設）へ屋内退避を実施。
- これら5施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大717人収容可能。
- また、これら5施設では、屋内退避者のための3日分の食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避が3日を超える事態となった場合は、北海道電力が4日分の食料等を供給。
- 万が一、放射線防護対策施設等が損傷し、屋内退避ができなくなった場合は、町村内の他の放射線防護対策施設のほか、北海道の調整により近隣町村の避難所等に避難し、屋内退避を継続。

暴風雪や大雪時における対応

➢ 暴風雪や大雪時（原則として暴風雪警報・特別警報または大雪警報・特別警報の発表時）における避難行動では、車の立往生や交通事故等の二次災害を回避する必要があるため、天候が回復するまで屋内退避を優先し、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施。

＜各緊急事態の区分における暴風雪や大雪時の対応策＞

緊急事態の区分	対象住民の区分	対応策
警戒事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	・避難準備を実施
施設敷地緊急事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	**・避難準備を実施し、屋内退避を優先**
	PAZ内住民	・避難準備を実施
	UPZ内住民	・屋内退避を準備
全面緊急事態	PAZ内施設敷地 緊急事態要避難者等	**・避難準備を実施し、屋内退避を優先** ・指示に基づく、安定ヨウ素剤の服用
	PAZ内住民	**・避難準備を実施し、屋内退避を優先** ・指示に基づく、安定ヨウ素剤の服用
	UPZ内住民	・屋内退避を実施

暴風雪や大雪時におけるPAZ内の防護措置

- 自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合は住民の生命の安全確保を優先して対応。
- PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び一般住民は、天候が回復するなど安全が確保されるまで屋内退避を優先し、天候回復後は道路状況、ﾌﾟﾗﾝﾄの状況等を確認後、避難を実施。なお、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の例＞

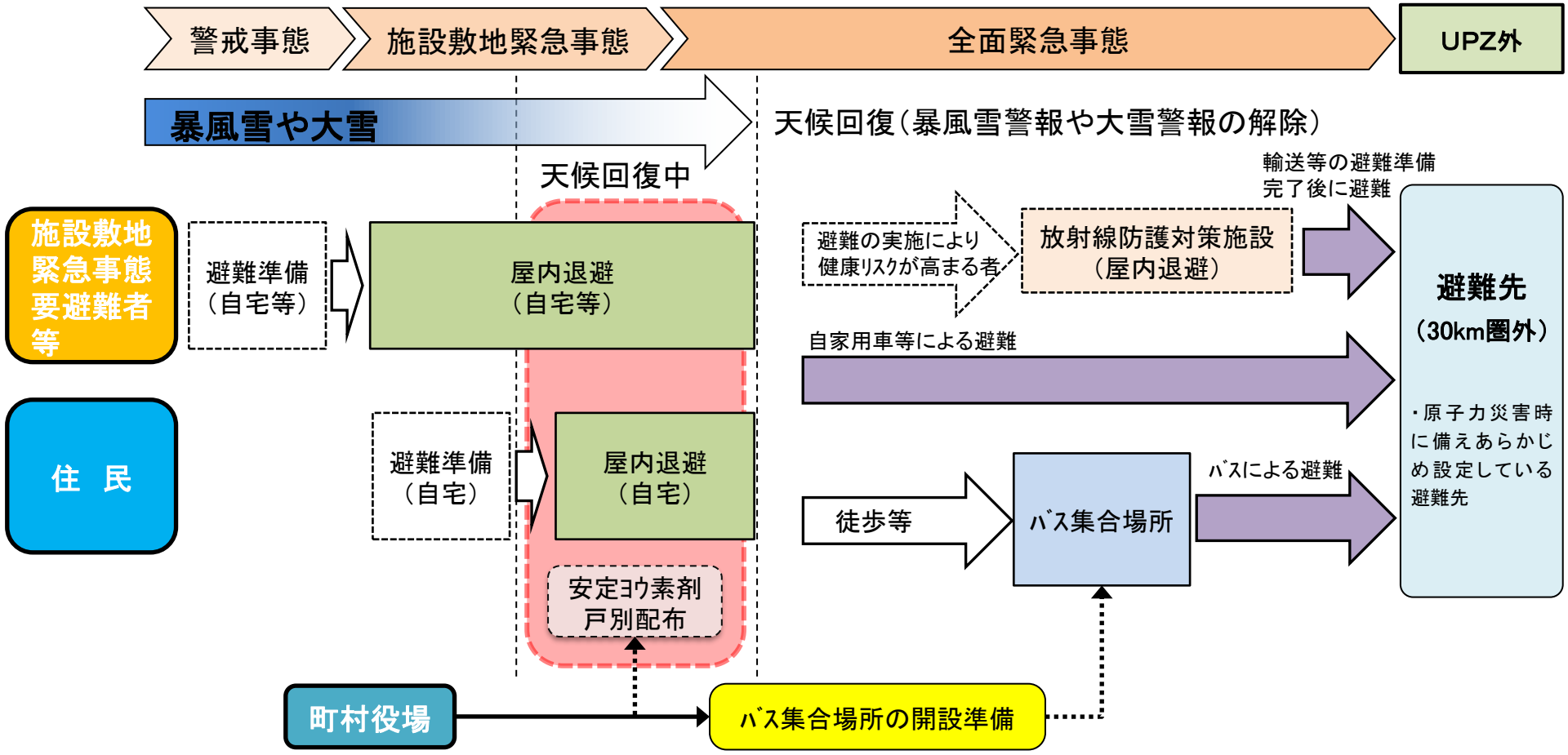

※　町村の職員は、天候の状況、ﾌﾟﾗﾝﾄの状況等を踏まえて対応を実施。

PAZ内における暴風雪や大雪時の安定ヨウ素剤の配布体制

- 避難の際に安定ヨウ素剤の緊急配布を行う共和町では、暴風雪や大雪のため避難行動の開始が遅れるような事態となった場合には、施設敷地緊急事態等の早い段階で、PAZ内において、町職員等42人が2人1組となり、安定ヨウ素剤の戸別配布を実施し、住民の服用体制を確保。
- 暴風雪や大雪時に全面緊急事態に至った場合、住民は町村の指示に従い安定ヨウ素剤を服用。

＜共和町における緊急配布のエリア分け＞

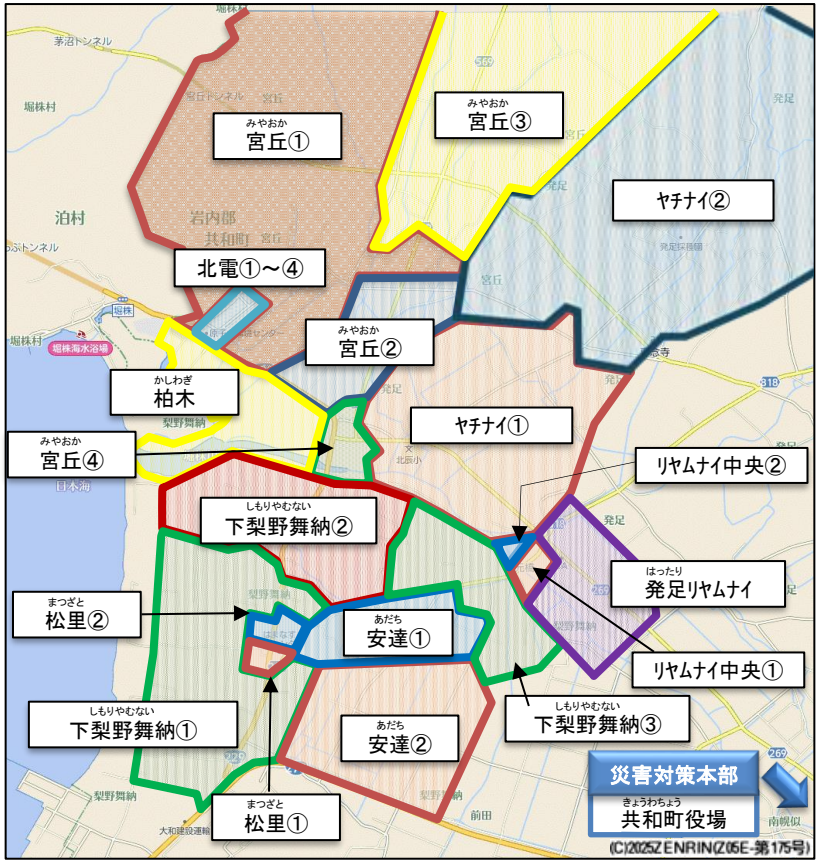

緊急配布地区	配布対象世帯及び人数	緊急配布地区	配布対象世帯及び人数
宮丘地区①	13世帯27人	発足リヤムナイ地区	24世帯57人
宮丘地区②	26世帯61人	下梨野舞納地区①	15世帯26人
宮丘地区③	15世帯40人	下梨野舞納地区②	20世帯46人
宮丘地区④	14世帯22人	下梨野舞納地区③	17世帯48人
柏木地区	29世帯45人	安達地区①	19世帯51人
ヤチナイ地区①	25世帯60人	安達地区②	16世帯39人
ヤチナイ地区②	25世帯79人	松里地区①	24世帯47人
リヤムナイ中央地区①	25世帯54人	松里地区②	22世帯37人
リヤムナイ中央地区②	15世帯20人	北電社宅地区①～④	149世帯244人

※　数字は現段階で共和町が把握している暫定値。

※　緊急配布では、必要に応じて町村職員が衛星携帯電話等により、保健所等の医師に確認を実施。
※　泊村においても事前配布を受けていないPAZ内の住民に対し、村職員20人が2人1組となり戸別配布を実施。
※　安定ヨウ素剤の服用は従たる防護措置であり、状況によっては屋内退避又は避難を優先する必要がある。

積雪量が多く直ちに避難が困難な場合の対応（PAZ）

暴風雪や大雪などの警報等が解除され、天候が回復した場合であっても、避難経路の除雪が完了し、安全に避難できる環境となるまでは屋内退避を継続する。※1

- 基本避難経路の除雪が未完了の段階であっても、その他避難経路が活用できる場合は、その他避難経路を活用する。
- 主要な幹線道路の除雪が完了し、避難が可能となった時点で住民避難を開始する。なお、生活道路の除雪が完了しなければ避難が出来ない場合において、道路管理者や民間事業者による除雪が困難になった場合には、実動組織により除雪及び避難の支援（P23参照）を行うが、除雪が完了していない間には、無理な自家用車避難による立ち往生などを回避するため、当該住民はﾊﾞｽ等により避難を行うこととする。※2
- 社会福祉施設等の入所者についても、避難経路の除雪が完了した段階で避難を開始することとする。在宅の要支援者について、支援者の介助等によっても避難が困難な場合は、実動組織（消防、自衛隊等）の支援により避難を行う。

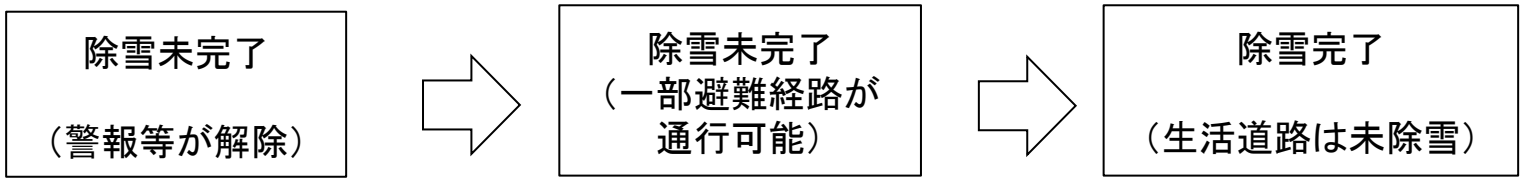

- 屋内退避を継続
- 基本避難経路に加え、その他避難経路を活用
- 無理な自家用車避難の回避、ﾊﾞｽ避難への変更
- 在宅の要支援者で避難が困難な場合は、実動組織に支援を依頼

※1　立ち往生などにより除雪活動が妨げられることがないよう、豪雪時の対応について必要な広報を行う。
※2　ﾊﾞｽ集合場所及び、社会福祉施設から幹線道路までの経路について優先的に除雪するなど、ﾊﾞｽや福祉車両による避難が可能となるよう留意する。

津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置

- 津波との複合災害時（津波警報または大津波警報の発表時）における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。 なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

＜施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例＞

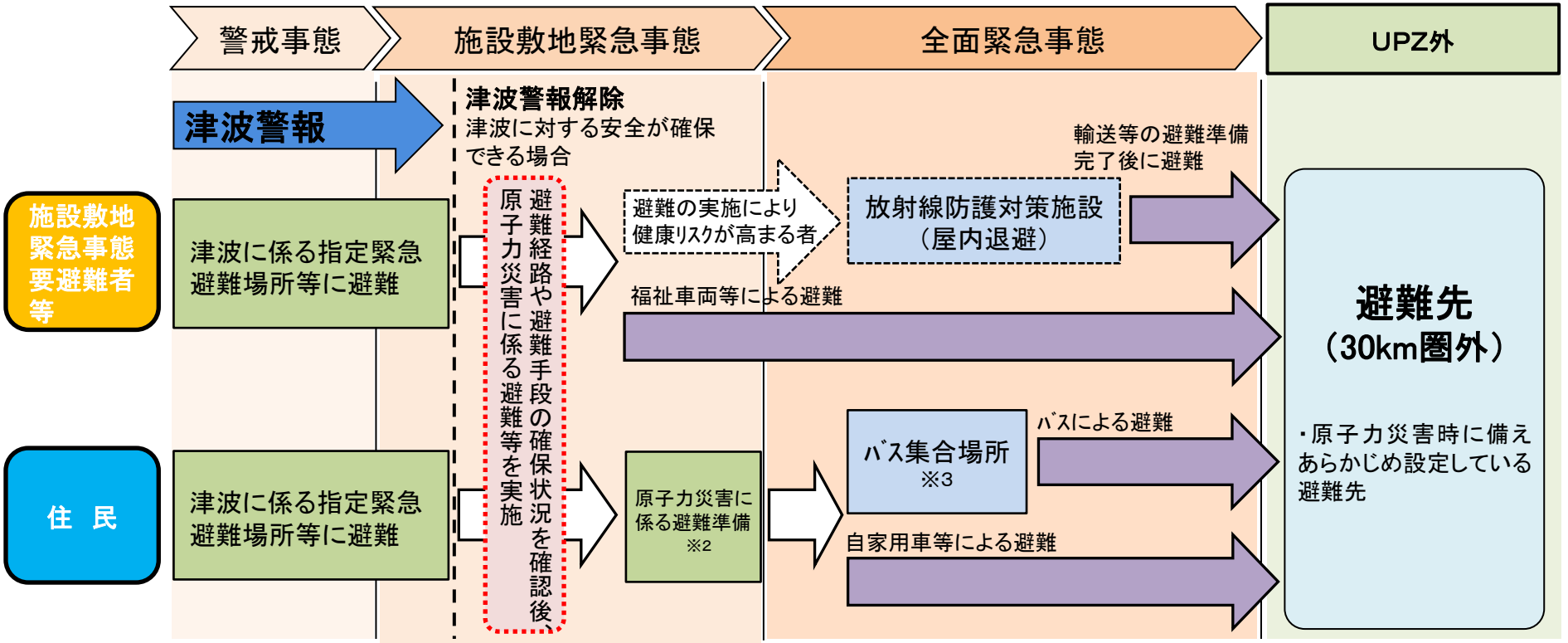

※1　津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
※2　自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
※3　バス集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

PAZ内における津波との複合災害時の対応

- 泊村（PAZ内）における原子力災害に係るバス集合場所10箇所のうち7箇所（①照岸・糸泊地区集会所、③泊村アイスセンター、⑤泊村公民館、⑥茅沼地区集会所、⑦泊村総合福祉センター、⑧泊中学校、⑩堀株地区集会所）は津波に係る指定緊急避難場所等であり、津波との複合災害時も利用可能。残りの3箇所（②泊地区集会所、④臼別地区集会所、⑨渋井地区集会所）の周辺住民はそれぞれの津波避難に係る指定緊急避難場所に避難するとともに、当該津波に係る避難場所をバス集合場所としても利用。その際、上記の周辺住民を受け入れても十分に収容可能※1。
- 共和町（PAZ内）における原子力災害に係るバス集合場所7箇所は、すべて津波に係る指定緊急避難場所となっており、津波との複合災害時も利用可能。

泊村（PAZ内）の津波に係る指定緊急避難場所等及び原子力災害に係るバス集合場所

津波に係る指定緊急避難場所等※2（海抜、収容可能人数）	原子力災害に係るバス集合場所
① 照岸・糸泊地区集会所（25.2m、143人）	① 照岸・糸泊地区集会所
③ 泊村アイスセンター（27.5m、592人） ・原子力災害時のバス集合場所となっている②泊地区集会所（海抜5.6m）の周辺住民は泊村アイスセンターへ避難	③ 泊村アイスセンター
⑤ 泊村公民館（25.3m、511人） ・原子力災害時のバス集合場所となっている④臼別地区集会所（海抜5.2m）の周辺住民は泊村公民館へ避難	⑤ 泊村公民館
⑥ 茅沼地区集会所（9.8m、221人）	⑥ 茅沼地区集会所
⑦ 泊村総合福祉センター（20.2m、620人）	⑦ 泊村総合福祉センター
ア むつみ荘（26.6m、187人）	
⑧ 泊中学校（27.7m、1,900人） ・原子力災害時のバス集合場所となっている⑨渋井地区集会所（海抜4.7m）の周辺住民は泊中学校へ避難	⑧ 泊中学校
イ とまり保育所（26.4m、253人）	
⑩ 堀株地区集会所（7.3m、172人）	⑩ 堀株地区集会所
ウ 教員住宅裏（一時避難場所）（20.4m）	
合　計：10箇所（4,599人）	合　計：7箇所

※1　各施設は放射線防護対策施設又はコンクリート施設となっている。
※2　津波警報等発表時、住民等は、近隣の津波に係る指定緊急避難場所等へ速やかに避難。

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（一時滞在場所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や一時滞在場所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や一時滞在場所等を分ける、又は同じ車両や一時滞在場所等内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

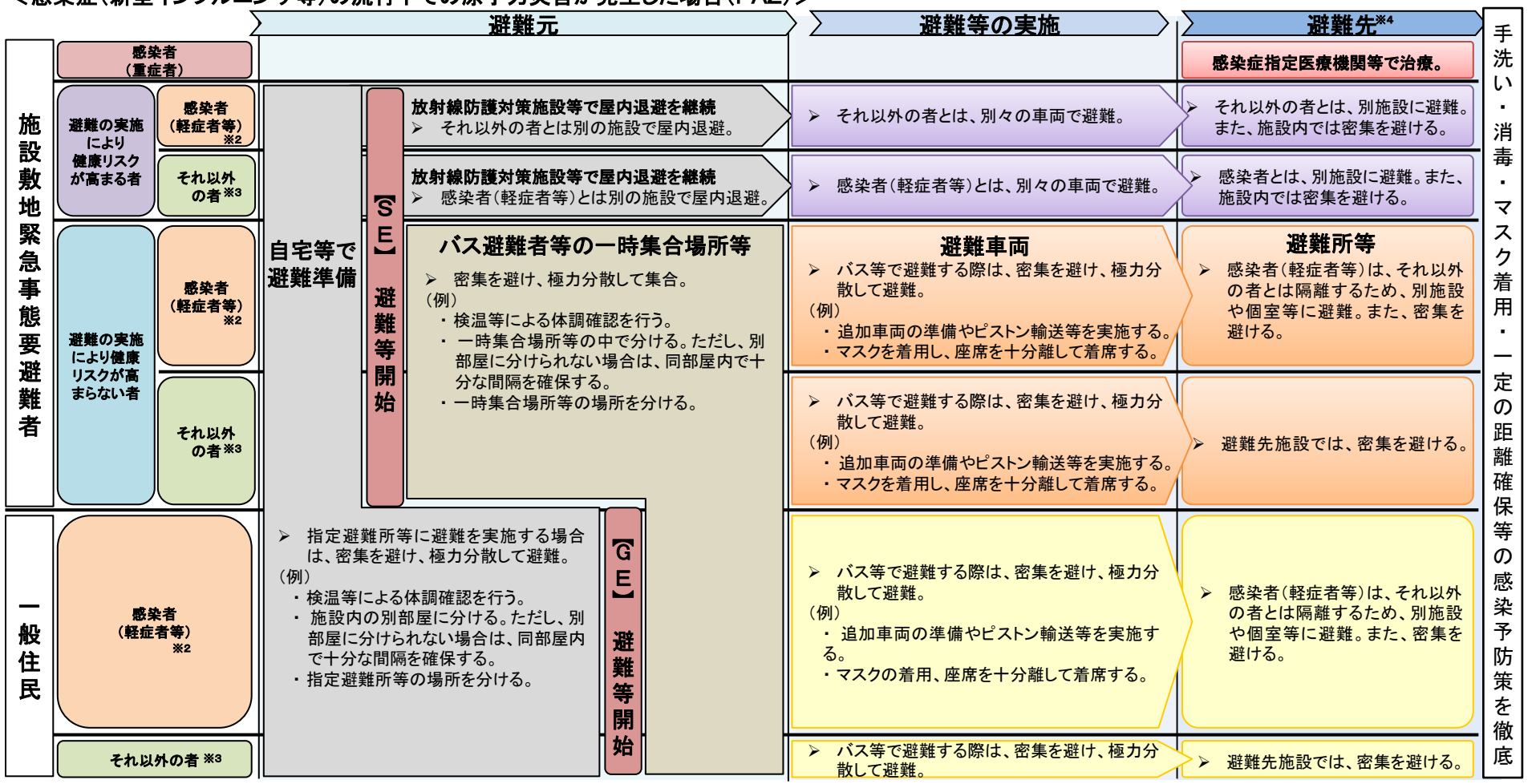

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。
※4 避難先施設で密集が発生するおそれのある場合は、他の避難先（ホテル・旅館等）に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

5. PAZ内の全面緊急事態における対応

＜対応のﾎﾟｲﾝﾄ＞

1. 移動手段（自家用車、バス等）を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先の受入れ体制を整えること。
3. 安定ﾖｳ素剤の服用等を指示すること。

泊村におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 泊村におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難する住民は、自家用車により札幌市の一時滞在場所（札幌市南区体育館）を経由し、避難先（ｱﾊﾟﾎﾃﾙ＆ﾘｿﾞｰﾄ〈札幌〉）に避難。
- ﾊﾞｽにより避難する住民は、徒歩等で各ﾊﾞｽ集合場所に集合し、ﾊﾞｽで一時滞在場所を経由し、避難先に避難。

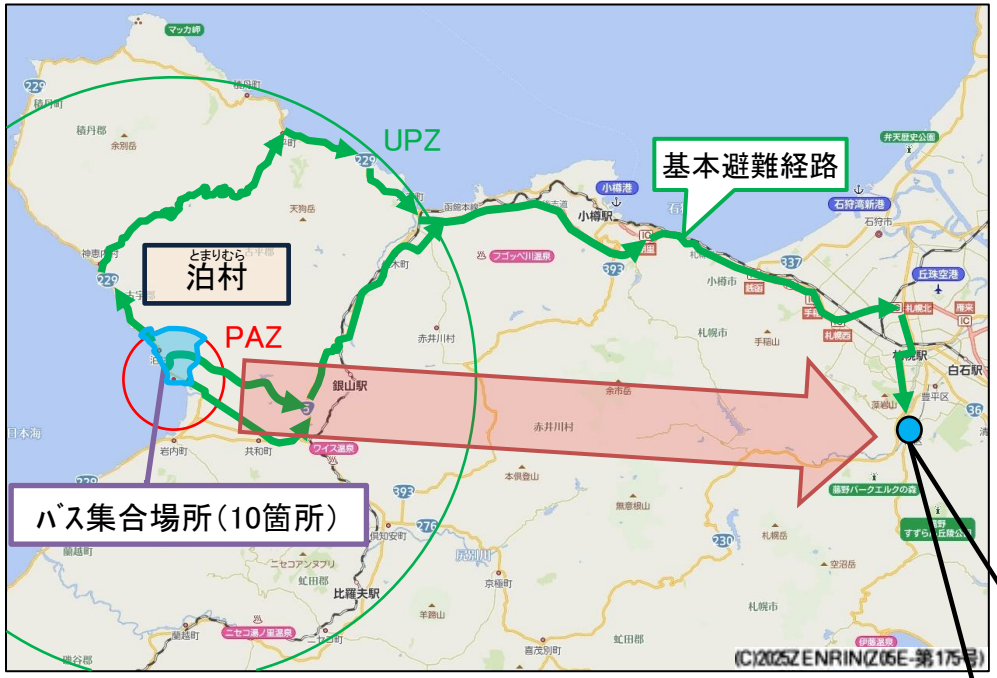

避難元：泊村

徒歩等

ﾊﾞｽ集合場所：10箇所

- 照岸・糸泊地区集会所
- 茅沼地区集会所
- 泊地区集会所
- 泊村総合福祉ｾﾝﾀｰ
- 泊村ｱｲｽｾﾝﾀｰ
- 泊中学校
- 臼別地区集会所
- 渋井地区集会所
- 泊村公民館
- 堀株地区集会所

自家用車

ﾊﾞｽ

一時滞在場所 ： 札幌市南区体育館

避難先【札幌市】 ： ｱﾊﾟﾎﾃﾙ＆ﾘｿﾞｰﾄ〈札幌〉（3,065人）

（ ）は収容可能人数。

PAZ内地域	避難対象者	ﾊﾞｽ避難者数	自家用車避難者数
泊村	869人	362人	507人

※ 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知。
※ 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民等を引いた数字。

共和町におけるPAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 共和町におけるPAZ内の住民については、徒歩等で各ﾊﾞｽ集合場所に集合し、ﾊﾞｽにより留寿都村の避難先（ﾙｽﾂﾘｿﾞｰﾄ）に避難。

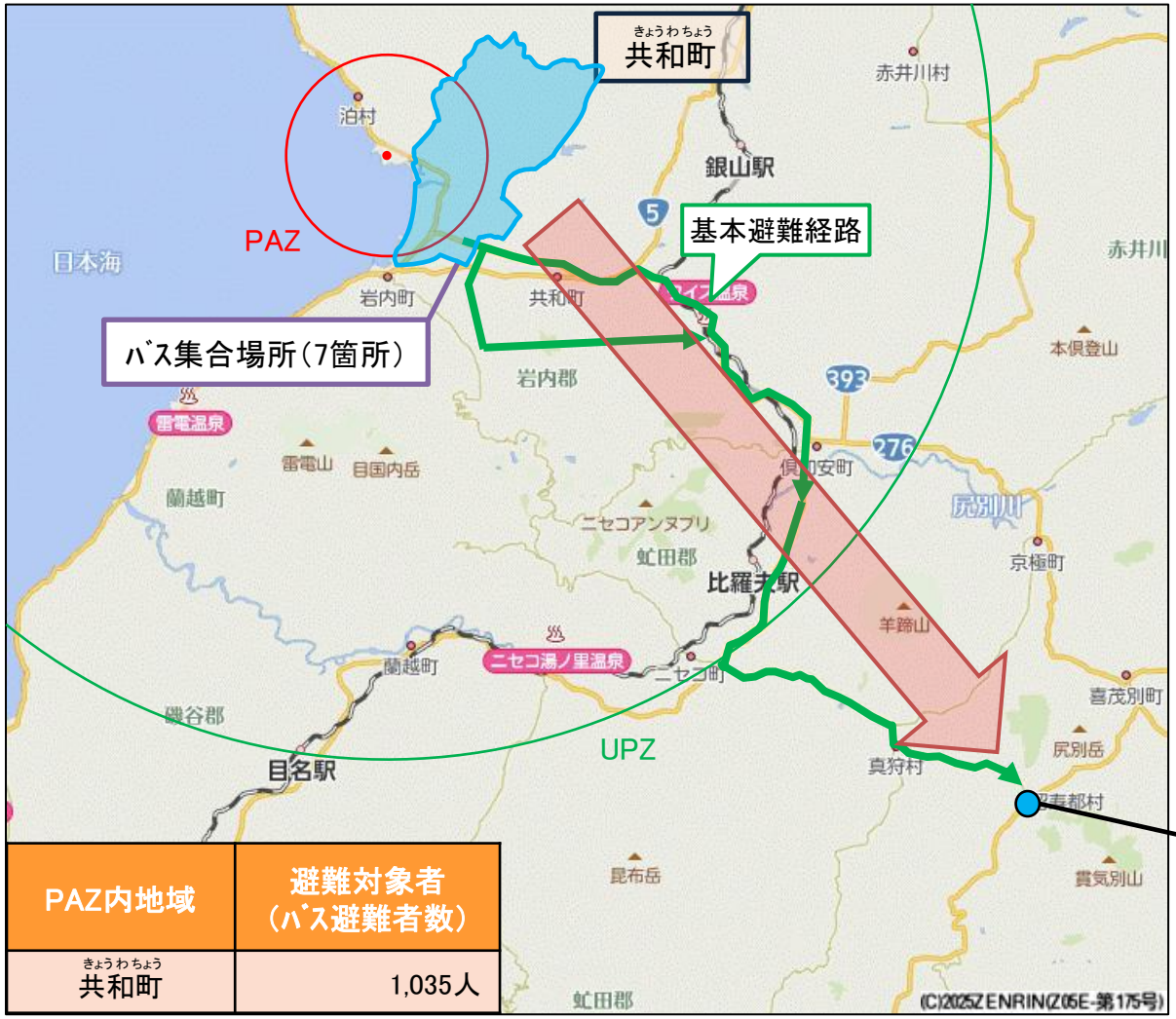

PAZ内地域	避難対象者（ﾊﾞｽ避難者数）
共和町	1,035人

避難元：共和町

↓ 徒歩等

ﾊﾞｽ集合場所：7箇所

- ：北電体育館
- ：宮丘地区寿の家
- ：北辰小学校
- ：発足ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
- ：発足克雪管理ｾﾝﾀｰ
- ：はまなす幼児ｾﾝﾀｰ
- ：ﾋﾞｼｬﾑﾅｲ会館

↓ ﾊﾞｽ

避難先（兼 一時滞在場所）【留寿都村】
：ﾙｽﾂﾘｿﾞｰﾄ（3,128人）

（ ）は収容可能人数。

※ 避難先については、啓発資料を全戸配布するとともに、訓練を通じて住民に周知。
※ 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民等を引いた数字。

泊村（とまりむら）において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 泊村（とまりむら）において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約360人分：ﾊﾞｽ16台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用ﾊﾞｽ要請・運行要領」に基づき、北海道ﾊﾞｽ協会に住民避難用ﾊﾞｽを要請。
- 北海道ﾊﾞｽ協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用ﾊﾞｽを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

＜泊村（とまりむら）において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※	必要車両台数	備考
ﾊﾞｽにより避難する住民	362人	16台	ﾊﾞｽ集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P52】

※　数字は現段階で泊村（とまりむら）が把握している暫定値。

＜泊村（とまりむら）における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		ﾊﾞｽ	
(A)必要車両台数		16台	
(B)確保車両台数		計16台以上	
確保先	北海道ﾊﾞｽ協会	16台以上	PAZ・UPZ町村が所在する後志（しりべし）地域のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数1,027台

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、1,035人分：ﾊﾞｽ30台であり、北海道は「原子力災害時における住民避難用ﾊﾞｽ要請・運行要領」に基づき、北海道ﾊﾞｽ協会に住民避難用ﾊﾞｽを要請。
- 北海道ﾊﾞｽ協会は、同要領に基づく北海道からの要請を踏まえ、住民避難用ﾊﾞｽを調整・確保するとともに、更に余裕を持った台数を確保。

＜共和町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※	必要車両台数	備考
ﾊﾞｽにより避難する住民	1,035人	30台	ﾊﾞｽ集合場所にて乗車 1台あたり40人の乗車を想定 【資料P53】

※　数字は現段階で共和町が把握している暫定値。

＜共和町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		ﾊﾞｽ	
(A)必要車両台数		30台	
(B)確保車両台数		計30台以上	
確保先	北海道ﾊﾞｽ協会	30台以上	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域のﾊﾞｽ会社が保有する車両総数1,027台

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

泊村におけるバス避難の住民の数

- 泊村による全戸訪問調査の結果、PAZ内のバスにより避難する住民は合計約360人。
- 泊村では、10箇所のバス集合場所を設置し、バスにより避難する住民は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合。

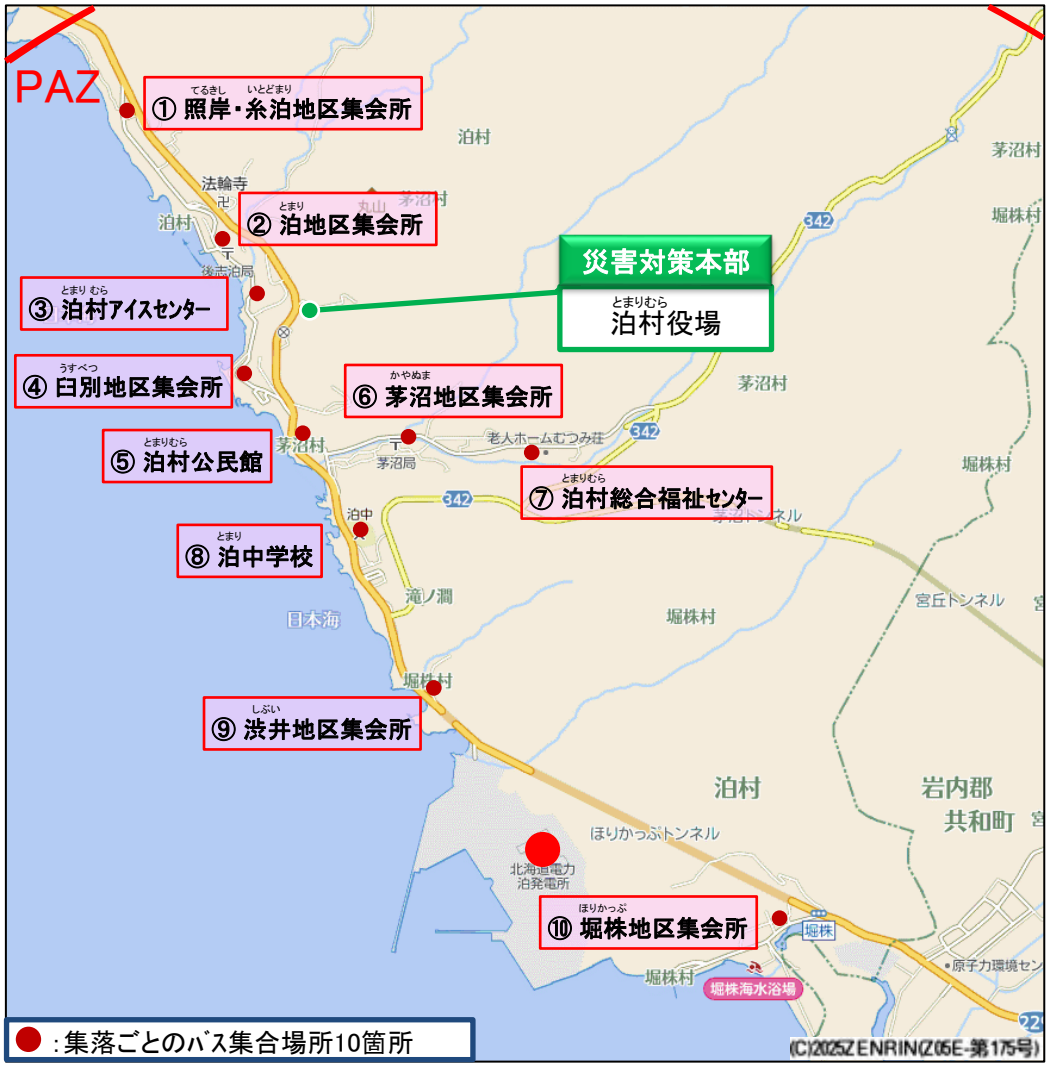

バス集合場所		バス必要台数
① 照岸・糸泊地区集会所	89人	3台
② 泊地区集会所	28人	1台
③ 泊村アイスセンター	10人	1台
④ 臼別地区集会所	26人	1台
⑤ 泊村公民館	40人	2台
⑥ 茅沼地区集会所	45人	2台
⑦ 泊村総合福祉センター	43人	2台
⑧ 泊中学校	31人	1台
⑨ 渋井地区集会所	5人	1台
⑩ 堀株地区集会所	45人	2台
合　計：10箇所	362人	16台

※　数字は現段階で泊村が把握している暫定値。

共和町におけるﾊﾞｽ避難の住民の数

- 共和町におけるPAZ内のﾊﾞｽ避難の住民数は合計約1,040人。
- 共和町では、7箇所のﾊﾞｽ集合場所を設置し、住民は、あらかじめ指定されたﾊﾞｽ集合場所に集合。

ﾊﾞｽ集合場所		ﾊﾞｽ必要台数
① 北電体育館	443人	12台
② 北辰小学校	15人	1台
③ ﾋﾞｼｬﾑﾅｲ会館	49人	2台
④ 宮丘地区寿の家	52人	2台
⑤ 発足コミュニティーセンター	118人	3台
⑥ はまなす幼児センター	255人	7台
⑦ 発足克雪管理センター	103人	3台
合　計：7箇所	1,035人	30台

※　数字は現段階で共和町が把握している暫定値。

泊村（とまりむら）におけるPAZ内から一時滞在場所までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。

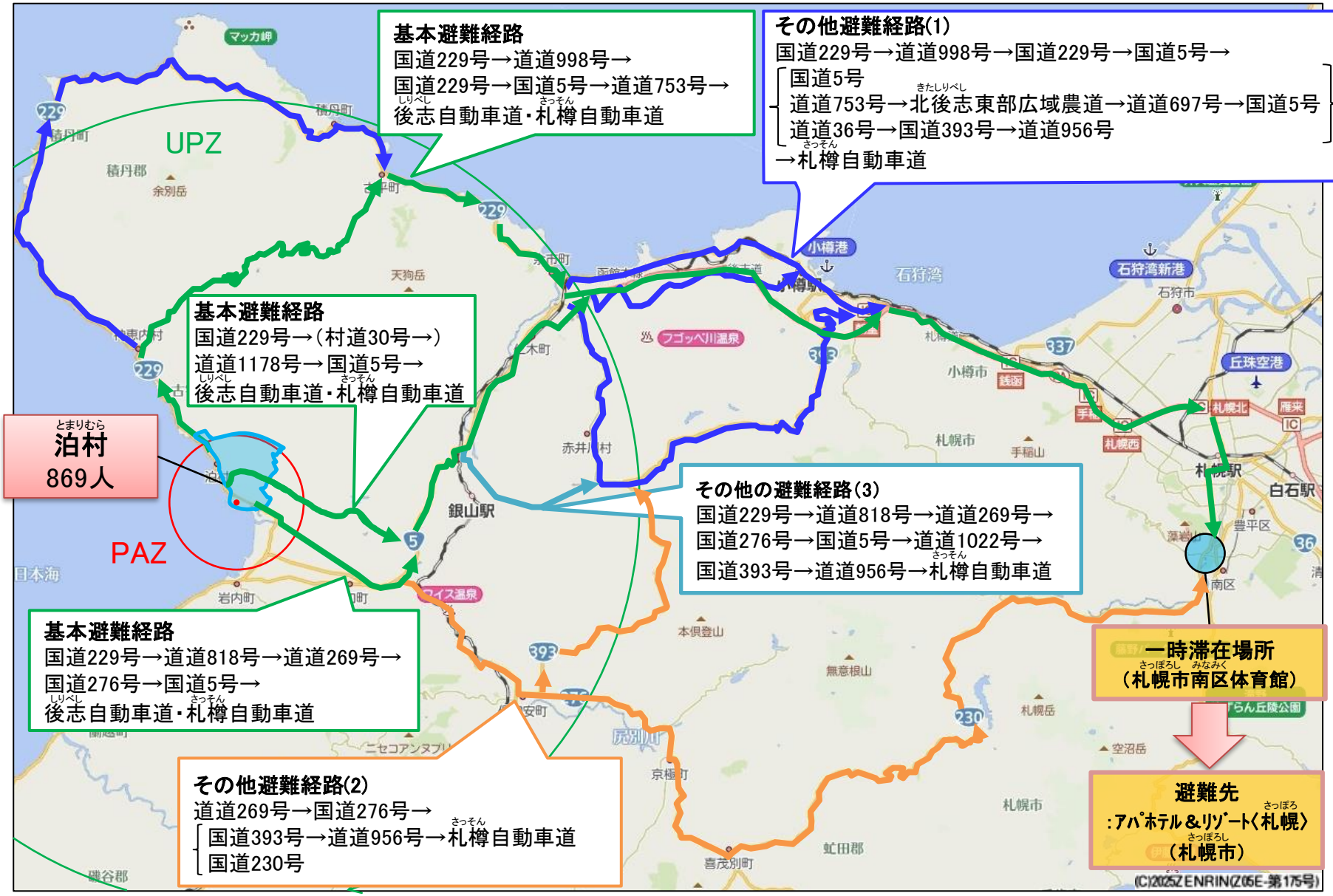

共和町（きょうわちょう）におけるPAZ内から避難先までの主な経路

- 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定。
- 避難経路が道路寸断等で通行できない場合、道路の通行状況を把握し、安全な通行が可能な経路を住民等に周知。

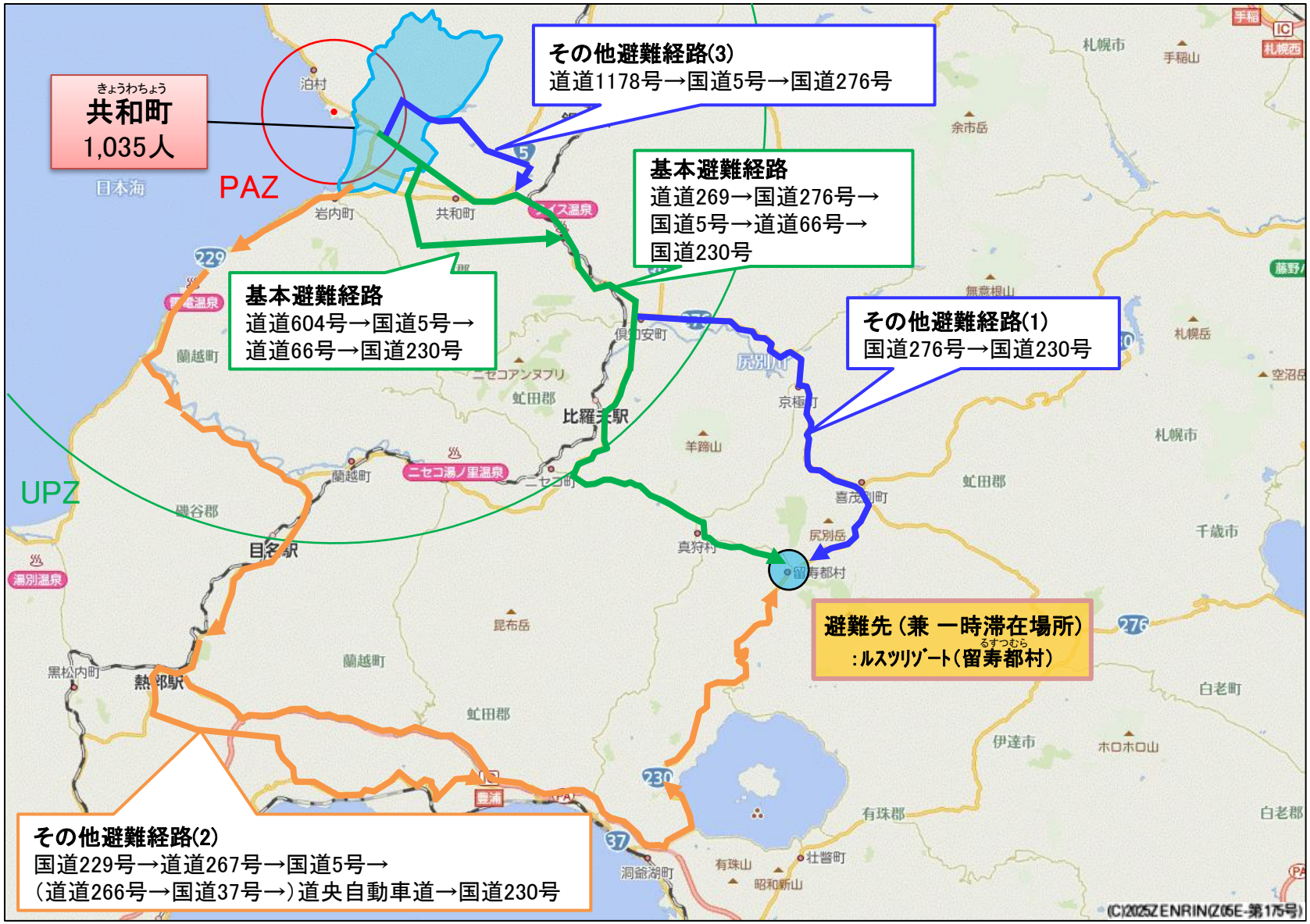

避難を円滑に行うための対応策①

➢ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰからの映像伝送により道路渋滞を把握し、北海道、関係町村及び北海道警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

泊地域における交通対策

➢ 交通誘導対策

主要交差点等における北海道・町村職員や北海道警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

➢ 交通広報対策

道路管理者が管理する「道路情報板」及び北海道警察が管理する「交通情報板」を活用した広報

日本道路交通情報ｾﾝﾀｰ（JARTIC）が行うﾗｼﾞｵ放送、交通情報提供ｼｽﾃﾑ（AMIS）を利用したｶｰﾅﾋﾞへの情報提供による広報　等

➢ 交通規制対策

混雑発生交差点における信号機操作、混雑ｴﾘｱでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保

信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応

【凡例】
- ● : 自家発電機能付信号機
- ● : 交通整理地点
- ● : 交通規制地点
- ● : 交通情報板
- ● : 道路情報板

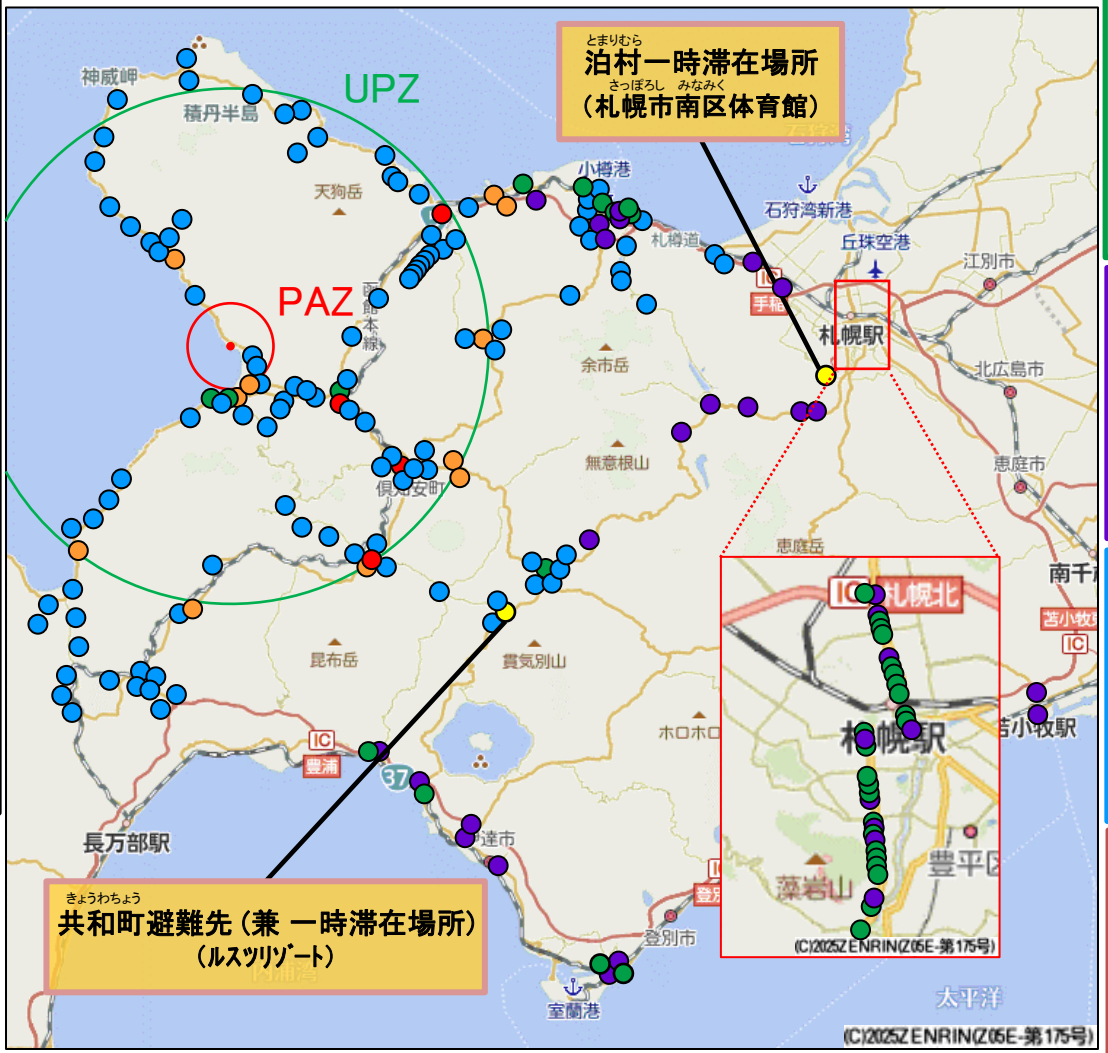

【自家発電機能付信号機】

避難経路に38箇所設置

【交通情報板】

避難経路に38箇所設置

【道路情報板】

避難経路等に102箇所設置

【ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる映像伝送】

道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

避難を円滑に行うための対応策②

- 泊村では自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民に「避難車両シール」を配布。
- 泊村及び共和町では、速やかにバス集合場所を開設できるようにあらかじめバス集合場所内のレイアウト図等を作成。また、住民の避難誘導を円滑に行うため、バス集合場所の開設時にレイアウト図等を掲示。さらに、町村職員によるバス集合場所等での住民の受付等を円滑に行うため、各地区の町内会長等と連携し地区ごとに住民の避難状況等を取りまとめるなど、地域コミュニティを活用した避難誘導を実施。
- 北海道、泊村及び共和町では、発電所で緊急事態が発生した場合における住民が取るべき行動、避難時における住民相互の声かけの実施、避難先等の情報を掲載した「北海道原子力防災カレンダー」、「原子力防災のしおり」、研修用映像等の啓発資料を作成し、町村内の全戸に配布するなど、避難を円滑に行うための普及啓発を継続的に実施。

避難車両シール

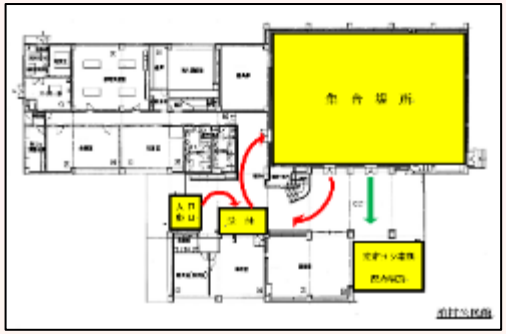

バス集合場所内のレイアウト図

北海道原子力防災カレンダー
（住民が取るべき行動やバス集合場所などを記載）

原子力防災のしおり
（バス集合場所の地図等を記載）